

【指針本文】

## 2 測量、調査及び設計

### 2－1 業務発注準備段階

#### （業務に必要な情報等の適切な把握）

業務の発注の準備として、業務の目的を明確にし、地形、地物、地質、地盤、自然環境、関係者などの**業務の履行に必要な情報を適切に把握**する。

#### （業務の内容等に応じた入札契約方式の選択）

**業務の発注に当たっては**、本指針を踏まえ、業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の**適切な入札契約方式<sup>1)</sup>を選択**するよう努める。なお、業務の内容等に応じた入札契約方式の選択・活用等については、「Ⅳ．多様な入札契約方式の選択・活用」に具体的に記載している。

また、自らの発注体制や地域の実情等により、適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合は、国、都道府県や外部の支援体制の活用に努める。

#### （地域の実情等を踏まえた発注）

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事の発注時期を考慮し、また地域における担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格、業務内容等を適切に設定し、**業務の計画的な発注**を行う。

#### （現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成）

契約後の円滑な業務履行を確保するため、業務の発注に当たっては、業務の履行に必要な諸条件を設計図書（建築設計業務の場合は設計仕様書を指す。以下同じ。）へ反映する。なお、設計業務の発注に当たっては、公共工事において、発注者が総合的に価値の最も高い資材等の活用を努めることとされていることに留意する。また、業務の実施の際に必要な関係機関との調整や住民合意、現場の実態に即した条件（自然条件を含む。）の明示等により、**適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る**。

また、業務の発注段階において履行条件等を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と、当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

参考

1) 例えば、「建設コンサルタン業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成27年11月（令和5年3月一部改定）国土交通省）を参照すること。

【解説】

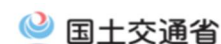
#### ○ 業務の履行に必要な情報を適切に把握

業務内容に応じた発注方式の選択や、業務の履行に必要な諸条件の設計図書への反映にあたっては、既往の調査結果や工事記録等の情報等から現地状況を適切に把握することが必要である。

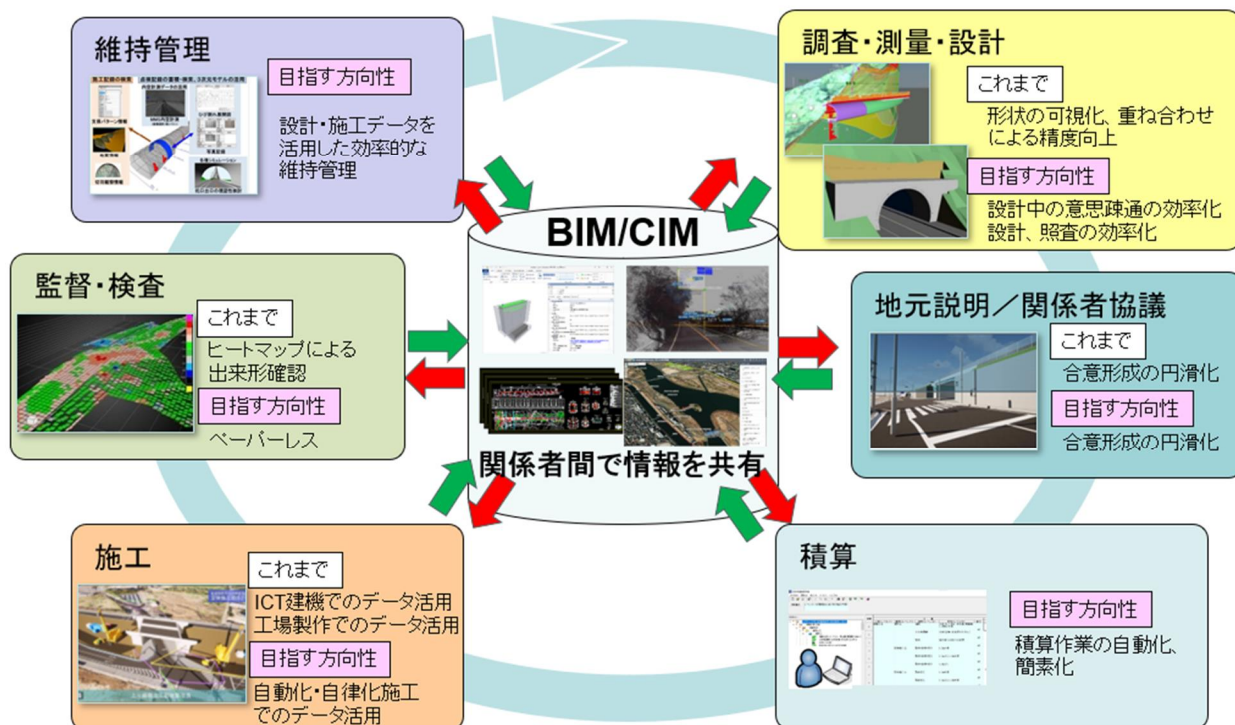
その際、3次元データによる現地の位置関係等の把握や、BIM/CIMモデルや属性情報等からの設計諸元の情報の取得は、仕様変更や手戻りの防止にもつながるため、業務に必要な情報の把握にあたっては積極的な活用を努めることが望ましい。

## 【BIM/CIMの概要】

### BIM/CIMによるこれまでの取組と今後の方向性



・BIM/CIMにより各段階間でのデータの連携・活用を図ることにより、各種作業の自動化、効率化を目指す



出典) 国土交通省資料

#### (参考資料)

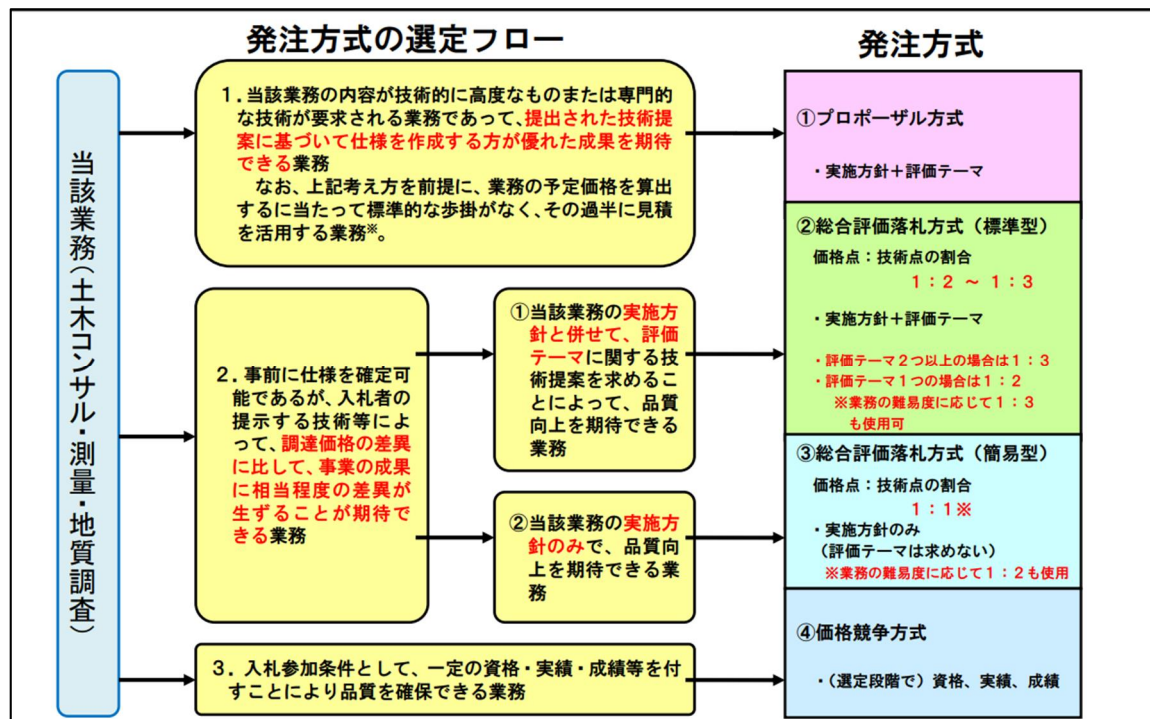
- 1) 「官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン」(平成 26 年 3 月(最終令和 4 年 3 月)国土交通省)

## ○ 業務の発注にあたって適切な入札契約方式を選択 1) 2) 3)

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、施工者の技術力等により品質が左右される。また、公共工事の上流部において実施される調査・設計業務についても、公共工事と同様に、業務を実施する技術者の技術力等が成果品の品質に大きな影響を与えるところである。

国土交通省では、調査・設計の発注に当たっては、調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、プロポーザル方式、総合評価落札方式（標準型又は簡易型）のいずれかの方式を選定することを基本としている。

### 【建設コンサルタント業務等における発注方式を選定する際の基本的な考え方】



出典）「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成27年11月（令和5年3月一部改定）国土交通省）

また、国土交通省における建築設計に係る設計者の選定に当たっては、特に一級建築士又は二級建築士が行うことが義務づけられている設計業務や大規模な改修に関する設計については、プロポーザル方式によることを基本としている。

## 建築設計業務委託の進め方(概要)

ー 適切に設計者選定を行うためのマニュアル ー

全国営繕主管課長会議

### 作成の背景と目的

- 公共建築工事の設計業務委託においては、透明性・公平性を確保した上で、それぞれの工事に**最も適した設計者を選定する必要がある**。この点について「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月29日 社会資本整備審議会)に**公共建築工事の発注者の役割**の一つとして改めて明記された。
- これを踏まえ、全国営繕主管課長会議(国土交通省、都道府県及び政令市で構成)において、適切な設計者選定を行うための解説書「**建築設計業務委託の進め方**」(平成30年5月)を作成。
- 全国の公共建築工事の発注者が**設計者選定を行う際のマニュアルとして活用**できるよう、業務委託の流れに沿って解説。

### 主要内容

#### ①設計者選定の考え方

設計者選定方式の種類と特徴、設計業務の内容に応じた設計者選定方式の選択の考え方を明記

#### ②設計者選定手続の前に行うこと

設計と条件(設計業務委託をする際に設計に必要となる条件)の設定、事前調査や設計業務に必要な期間及び予算の確保の重要性を明記

#### ③設計者選定方式別の解説

設計者選定方式別に実施方法や留意事項等を明記

- (プロポーザル方式における留意事項の例)
- ・選定及び特定
  - ・技術提案を求める評価テーマ
  - ・技術提案の表現
  - ・設計業務委託料、工事費概算額の扱い等

#### ○基本的な考え方

設計者の創造性、技術力、経験等を適正に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要。

#### ○設計業務の内容に応じた適切な設計者選定方式の選択

|                          | プロポーザル方式                                                                          | 総合評価落札方式                                                              | 価格競争方式                                      |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 選定方式の特徴                  | 技術提案書の評価が最も高い者を設計者として選ぶ                                                           | 入札額と技術提案との総合評価により、最も評価点の高い者を設計者として選ぶ                                  | 入札額が最小の者を設計者として選ぶ                           |
| 【国土交通省官庁営繕の場合】建築設計業務等の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○新築、増築等の設計</li> <li>○大規模改修実施設計等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○小規模改修実施設計等</li> </ul>         |                                             |
|                          | <p>技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合</p>         | <p>事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比べて、事業の成果に相当程度の差異が生ずる場合</p> | <p>入札参加要件として一定の資格・成績等を付すことにより品質を確保できる場合</p> |

「③設計者選定方式別の解説」においてプロポーザル方式を重点的に解説

その他、建築設計業務委託の実施にあたり、引用して使用可能な書式等を「書式集」として整理。

【URL】 <http://www.mlit.go.jp/gobuild/susumekata.html>

## 建築設計業務委託の進め方(概要)

ー 適切に設計者選定を行うためのマニュアル ー

全国営繕主管課長会議

### 「プロポーザル方式※」のポイント

※建築設計業務委託の進め方「4 プロポーザル方式」においては、プロポーザル方式について、国土交通省の「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」から実施手続を引用し、それに関して解説を加えている。

- プロポーザル方式は、技術提案書の提出を求め、技術的に最適な者を設計者として選ぶもの。
- 国土交通省では、新築、増築等の設計や大規模改修実施設計等の場合に選択。

#### ○選定及び特定

選定 応募者の中から技術提案書の提出者(3～5名程度)を選ぶこと  
特定 技術提案書を評価し、当該業務において技術的に最適な1名を定めること

#### ○参加資格条件等

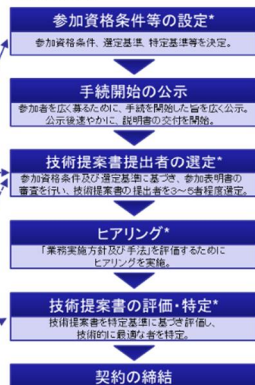
|        | 資格及び技術力                                                                                                                                                              | 業務実施方針及び手法                    |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 参加資格条件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件を満たさない者は失格</li> <li>・優れた設計者を広く求める観点から必要最低限のものとするに留意</li> <li>・管理技術者の資格</li> <li>・同種又は類似業務実績(同様の類似か、現われた立場の別で評価)</li> </ul> | (設定しない)                       |
| 選定基準   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の資格及び技術力を有する場合に加点評価</li> <li>・主任担当技術者の資格</li> <li>・同種又は類似業務実績(同様の類似か、現われた立場の別で評価)</li> <li>・過去の業務の成績評価</li> </ul>          | (設定しない)                       |
| 特定基準   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の資格及び技術力を有する場合に加点評価</li> <li>・主任担当技術者の資格</li> <li>・同種又は類似業務実績(同様の類似か、現われた立場の別で評価)</li> <li>・過去の業務の成績評価・CPD</li> </ul>      | 業務の実施方針及び評価テーマに対する技術提案を総合的に評価 |

#### ○技術提案を求める評価テーマ

重点整備項目に関するものを1～3テーマ程度設定。

- 評価テーマの設定例
- ・歴史的景観や周辺環境に配慮した、品格と趣みのある施設の整備の考案方
  - ・隣接施設の利用に配慮し、機能的で安全な施設の設計において配慮すべき事項
  - ・狭小な敷地で既存施設を利用しながら建替えを行うにあたり配慮すべき事項
  - ・○○地域の風土や立地の特性に配慮した環境負荷低減・LCC低減の考案方

#### 【実施手続】



#### ○技術提案の表現

プロポーザル方式は、具体的な設計案を選ぶものではないため、技術提案の表現の許容範囲を明確にするとともに、設計案の提出を求めるものではないことを明記することが必要。提出者に過大な負担をかけないように提出枚数を制限し、必要以上の書類等の提出を求めないことが必要。

#### ■国土交通省官庁営繕における視覚的表現の許容範囲

技術提案は文書での表現を原則とし、視覚的表現については文書を補完するために必要最小限の範囲で認めている。



#### ○建設コンサルタント選定委員会(設計者選定委員会)

(※EPOの傍聴で審議) 建築に関する専門的な知識及び経験を有する者(内部職員や学識経験者等)を中心に構成。必要に応じて、発注部局の職員のほかに、事業部局の職員、設計内容に応じたまちづくりや景観等の専門家を追加。

#### ○設計業務委託料、工事費概算額の取扱い

技術的に最適な者は価格によって評価できるものではないため、応募者に設計業務委託料の提出を求めて評価対象とすることは適当ではない。技術提案を提出する際に工事費概算額を算出することは困難であり、その見積を求めて評価対象とすることは適当ではない。

### (参考資料)

- 1) 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成27年11月(令和5年3月一部改定)国土交通省)
- 2) 「建築設計業務委託の進め方」(平成30年5月全国営繕主管課長会議)
- 3) 「建築工事監理等業務委託の進め方」(平成15年5月(最終平成28年6月)全国営繕主管課長会議)

## ○ 業務の計画的な発注

業務の発注計画の作成に際しては、事業計画に応じた予算や工事の発注時期を鑑みた上で、地形条件等地域の実情を踏まえ、業務の難易度に応じた手続き期間、履行期限を考慮して、事業展開に影響を及ぼさないように業務の計画的な発注を行う。

## ○ 適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る <sup>3)</sup>

業務発注時に必要な諸条件は設計条件となるものであることから、設計図書の中で明示することが必要であり、国土交通省では設計業務に係る条件明示ガイドライン（案）にて、詳細設計発注において必要な設計条件等を示している。

また、BIM/CIM や3次元データ等の積極的な活用に努めることは前述のとおりだが、測量・調査・設計等の建設生産・管理システムの各プロセスで情報を引き継ぐため、活用にあたっては最新の基準類であることを確認することが必要である。

建築設計業務委託における契約書については、公共建築設計業務標準委託契約約款に基づいて作成するほか、「公共建築設計業務委託共通仕様書」等を用いて適切に設計仕様書を作成する。

また、公共建築設計業務の委託に当たっては、設計与条件（設計業務委託をする際に設計に必要なとなる条件）の設定が重要であり、国土交通省では設計与条件を明確化するため「企画書」の標準的な書式を定め、運用している。

※国土交通省において、設計図書とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう（土木設計業務等共通仕様書）。

※設計仕様書とは、別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう（公共建築設計業務等標準委託契約約款）。

---

(参考資料)

- 1) 「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成 27 年 5 月(最終令和 4 年 3 月)国土交通省作成)
- 2) 「公共工事の円滑な施工確保について」(令和 5 年 11 月国土交通省)
- 3) 「公共土木設計業務等標準委託契約約款」(平成 7 年 5 月(最終令和 2 年 3 月)中央建設業審議会)
- 4) 「公共建築設計業務標準委託契約約款」(平成 8 年 2 月(最終令和 2 年 3 月)国土交通省)
- 5) 「公共建築設計業務委託共通仕様書」(平成 20 年 3 月(最終令和 6 年 3 月)国土交通省)
- 6) 「官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式」(平成 27 年 3 月(最終令和 3 年 3 月)国土交通省)

### 【指針本文】

#### （適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定）

**予定価格の設定**に当たっては、技術者が中長期的に育成及び確保され、業務を履行する者が適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算を行う。

積算に当たっては、業務に従事する者の週休2日の確保や労働環境の改善状況、情報通信技術の活用状況を含めた現場の実態把握に努めるとともに、これに即した履行条件を踏まえた上で最新の積算基準等を適用する。

積算に用いる価格が実勢価格と乖離しないよう、可能な限り、最新の技術者単価、入札月における資材・機材等の実勢価格を的確に反映する。積算に用いる価格が実勢価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適正に予定価格を設定する。さらに、**最新の業務履行の実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直す**とともに、遅滞なく適用する。

また、適切な積算に基づく設計金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる**歩切り**は、品確法第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを**行わない**。

一方、予定価格の設定に当たっては、需給の状況、経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

### 【解 説】

#### ○ 予定価格の設定 1) 2) 3) 4)

業務の品質確保の担い手となる人材を育成・確保し、適正な利潤の確保を可能とするためには、予定価格が適正に定められることが不可欠である。

国土交通省では、予定価格の算定を適正に行うため、業務の設計書に計上すべき当該業務の業務価格の算定について必要な事項を定める設計業務等標準積算基準書及び設計業務等標準積算基準書（参考資料）（以下「設計業務等積算基準」という。）を定め、これらに基づき予定価格の積算を行っている。業務の発注の際の予定価格はこれら設計業務等積算基準などをもとに適正に算定されたものである必要がある。

建築設計・工事監理業務の委託に当たっては、建築士法第25条に基づき定める「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」により委託料を算定することが求められる。ついては、業務報酬基準の考え方に基づき、官庁施設に係る設計業務等委託料を算定するための標準的な方法や必要な事項を定めた「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」を定め、これらに基づき予定価格の積算を行っている。

## ○ 最新の業務履行の実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直す

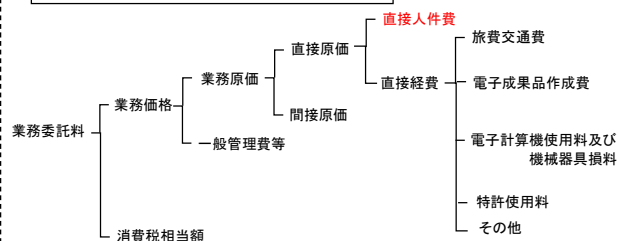
1) 3) 4)

国土交通省では、予定価格設定の積算根拠となる設計業務等積算基準について、業務履行の実態等を把握し、標準歩掛や直接経費・間接経費、技術者単価等の見直しを必要に応じて実施している。

### 設計業務等技術者単価の概要

- **性格**：国土交通省が発注する土木設計業務、測量業務、地質調査業務等の積算に用いるための単価
- **法令**：予算決算及び会計令第80条第2項「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- **改定**：国土交通省が所管する公共事業の計画、設計等の業務に従事する技術者に対する賃金の支払い実態を調査し、毎年度改定
- **留意事項**：
  - ・ 時間外・休日・深夜の労働の割増賃金及び各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当は含まない
  - ・ 外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への賃金を拘束するものではない

### 業務委託料の構成（土木設計業務の例）



### 設計業務等技術者単価の構成

- 設計業務委託等技術者単価は、次の（１）～（４）で構成される

- （１）基本給相当額
- （２）諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他手当）
- （３）賞与相当額
- （４）事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当）

$$\text{設計業務委託等技術者単価} = \underbrace{\text{(1)基本給相当額} + \text{(2)諸手当} + \text{(3)賞与相当額} + \text{(4)事業主負担額}}_{\text{所定労働時間内8時間当たり}}$$

出典） 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会（平成 29 年度 第 2 回）平成 30 年 2 月 23 日

### （参考資料）

- 1) 「設計業務等標準積算基準書」（令和 7 年度版 国土交通省）
- 2) 「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（令和 6 年国土交通省告示第 8 号）
- 3) 「官庁施設の設計業務等積算基準」（平成 21 年 4 月（最終令和 6 年 1 月）国土交通省）
- 4) 「官庁施設の設計業務等積算要領」（平成 21 年 4 月（最終令和 6 年 3 月）国土交通省）

## ○ 歩切りは行わない 1) 1)

「歩切り」とは、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為である。品確法第7条第1項第1号により歩切りによる予定価格の設定は法律違反であることが、定められている。

### 【品確法第7条第1項第1号】

(発注者等の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

国土交通省では、「歩切りに関するリーフレット」を作成し、歩切りに該当する事例について、以下のとおり記載している。

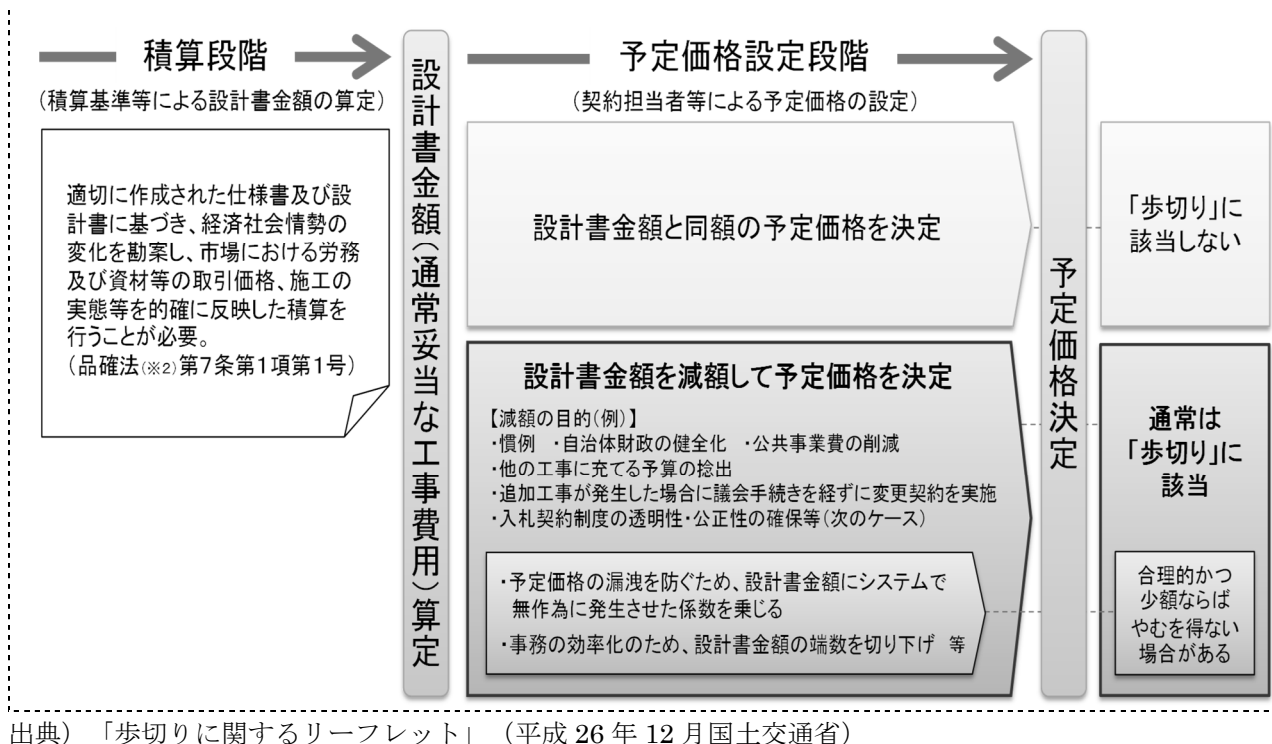
業務においても、工事と同様に、リーフレットに基づき、「歩切り」に対処する。

### 【歩切りとは】

例えば、下記のような場合、通常は「歩切り」に該当することから、財務規則や事務取扱要領等の根拠規定を見直した上で、その運用を是正することが必要です。

- ①慣例により、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ②自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ③一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ④追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより、補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため、設計書金額から一定の額を減額して予定価格を決定
- ⑤予定価格の漏洩を防ぐため、設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じることにより減額して予定価格を決定
- ⑥事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げて予定価格を決定 等

ただし、⑤については、その減額や端数の切り下げが、入札契約手続の透明性や公正性の確保等を図るため合理的なものであり、かつ、極めて少額にとどまる時には、やむを得ない場合があると考えられます。



出典) 「歩切りに関するリーフレット」 (平成 26 年 12 月国土交通省)

(参考法令等)

- i) 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」 (以下、「適正化指針」)  
第2 4 (1) 適正な予定価格の設定に関すること

(参考資料)

- 1) 「歩切りに関するリーフレット」 (平成 26 年 12 月国土交通省)

## 【指針本文】

## (適正な履行期間の設定)

労働基準法に基づき、平成31年4月1日より順次、罰則付きの時間外労働規制が適用されていることから、**適正な履行期間の設定**等の働き方改革への対応を進めていく必要がある。

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、時間外労働規制の遵守、規模、方法、自然条件、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて、準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

## 【解 説】

○ 適正な履行期間の設定 <sup>1)</sup> <sup>2)</sup> <sup>3)</sup>

業務の履行期間は、業務の履行に必要な日数のほか、週休2日の確保等による不稼働日等を見込んだ上で適切に設定する必要がある。

## 【履行期間の設定例】※測量の場合

履行期間については、前述の必要な日数を考慮した上で、参考に設計業務等標準積算基準書(参考資料)を準用する等により、業務の履行に必要な日数を算定。

## 1-2 履行期間の算定

## (1) 不稼働係数(測量業務、地質調査業務に適用)

不稼働係数は、不稼働日(土曜・日曜の休日、祝日、各地域の降雨日数、その他特殊条件)を基に算出した係数である。業務に必要な日数に係数をかけることで不稼働日を含んだ日数を算定することができる。

## 1) 外業の不稼働係数

外業の不稼働係数は、土木工事で定められたものを準用する。

## 2) 内業の不稼働係数

内業の不稼働係数は、下記の値とする。

不稼働係数(内業) : 1.5

## (2) 測量業務の履行期間

履行期間の算定は次式を参考に決定する。ただし、空中写真測量の撮影運航時間及び航空レーザ測量の計測運航時間、滞留日数については別途加算するものとする。なお、履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下切り上げるものとする。また、各必要日数(W)は小数第3位(小数第4位以下切捨て)まで算出するものとする。

$$\text{履行期間} = \frac{\text{必要内業日数} \times \text{不稼働係数(内業)}}{(W1)} + \frac{\text{必要外業日数} \times \text{不稼働係数(外業)}}{(W2)} + \text{成果検定日数} \times \text{不稼働係数(内業)} + \text{その他}$$

## 1) 必要内外業日数(Wi)の算出

$$Wi = \left[ \frac{\text{標準作業量における技術者別内(外)業所要日数の最大値}}{\text{標準作業量}} \times \text{変化率} \right] \times \text{設計作業量}$$

## 2) 不稼働係数

不稼働係数は、外業、内業それぞれの係数を用いるものとする。

## 3) 成果検定日数

成果検定日数は、測量成果の検定を行う機関が検定に要する日数とする。

## 4) その他

① 必要内外業期間内に、下記の期間が含まれる場合はその日数を加算するものとする。

年末年始……………12/29～1/3 6日間

夏期休暇……………8/14～8/16 3日間

② その他業務履行上必要な日数については別途加算するものとする。

出典：設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編 総則

国土交通省では、調査・設計業務において、受注者とともに業務スケジュール管理表による履行期間設定の取組を実施している。

#### 【適切な履行期間の設定】

- 詳細設計業務及び検討業務については、適正な履行期間を確保するため「業務スケジュール管理表による設計業務等の履行期間設定支援（試行）について」（令和元年12月10日付国技建管第19号）に基づく取組を引き続き推進する。
- やむを得ず履行期間の延長及び契約内容の変更が必要となった場合は、業務スケジュール管理表を活用し、適切な履行期間の確保を図る。

#### 【業務スケジュール管理表の活用】

- 測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務を対象とし、業務スケジュール管理表の作成、管理を試行する。（ただし、発注者支援業務等及び環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外。）
- 初回打合せなどで受発注者間の双方で業務計画の共有を図り、業務スケジュール管理表により管理する。
- 業務スケジュール管理表の作成及び管理は、原則として受注者が行うものとする。
- 受注者による確実な照査の実施のため、照査の実施時期、必要な期間及び照査技術者による説明の時期について、受注者と協議の上、その着手日、期限及び説明日を定め、業務スケジュール管理表に明記し、適正な照査期間の確保に配慮した業務スケジュール管理に努める。
- 業務スケジュール管理表は、当面の間は「業務スケジュール管理表による設計業務等の履行期間設定支援（試行）について」（令和元年12月10日付国技建管第19号）で通知した、【履行期間設定支援型】又は【検討業務型】の様式を発注者が配布することで作成にかかる受注者の負担軽減を図るものとする。なお、適宜業務内容に応じて受発注者双方が利用しやすい様式に変更することは妨げない。
- 業務スケジュール管理表には、クリティカルパスを記載するとともに、業務履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項について、受注者と協議し、その役割分担、着手日及び回答期限を明記し、履行期限までに業務が完了するよう円滑な業務進捗を図る。
- 業務スケジュール管理表【履行期間設定支援型】を配布する際には、発注者が想定する履行期間の内訳について受注者へ提示すること等により、受発注者間の良好なコミュニケーションを図る。
- また、試行を通じて作成、管理した業務スケジュール管理表や業務内容に応じて新たに作成、管理したスケジュール管理表については、本省への報告を求めるので留意する。報告方法については、別途通知する。

出典：令和6年度「設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式の改善等」重点方針（案）  
国土交通省

#### （参考資料）

- 1) 設計業務等標準積算基準書（令和7年度版 国土交通省）
- 2) 令和6年度「設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式の改善等」重点方針（案）  
国土交通省
- 3) 「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」（令和2年10月国土交通省）

また、建築設計業務の履行期間の設定については、「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」（令和2年10月国土交通省）において考え方を示している。

**【適切な履行期間の設定】**

- 設計と条件及び委託する業務内容を明確化した上で、基本設計、実施設計及び積算のそれぞれに要する期間を適切に積み上げ、過去の実績等を参考にしつつ、実情に応じた履行期間を設定する。
- 建築物の規模や用途、設計の難易度・複雑度、事業の特性等を考慮する。
- 週休2日の確保、祝日、年末年始、夏季休暇等による不稼働日を考慮する。
- 次に示す調整等の時期及びこれらに要する期間を考慮する。
  - ・計画通知や各種法令・条例に基づく許認可等に係る手続
  - ・施設管理者との協議及び調整
  - ・都市計画等の調整・手続、近隣説明等
  - ・利用者や関係者とのワークショップ等による合意形成
  - ・発注者による設計・積算内容の確認、審査等
- 敷地測量及び地盤調査は、設計工程に影響しないよう、適切な時期に計画し、実施する。

出典：「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」（令和2年10月国土交通省）

---

## 【指針本文】

### 1. (計画的な発注や履行期間の平準化等)

業務の履行期間の平準化は、繁忙期と閑散期の業務量の差を少なくし、年度末の業務の集中を回避させることに寄与するものであるため、発注者は積極的に以下の取組を実施する。

#### <発注見通しの統合・公表の実施>

**工事に係る業務の中長期的な発注見通し**について、工事とあわせて、発注者の取組や地域の実情等を踏まえて各発注者と連携して作成し、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等を通じて、地域ブロック単位等で統合して公表するよう努める。

さらに、当該年度の業務の詳細な発注見通しについて、原則として四半期毎に地域ブロック単位等で統合して公表するよう努める。

#### <繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し>

閑散期となりやすい年度当初からの予算執行の徹底、**繰越明許費**の適切な活用や**債務負担行為**の積極的な**活用**による繁忙期となりやすい年度末の業務の集中を回避するといった予算執行上の工夫等により、適正な履行期間を確保しつつ、業務の履行期間の平準化や履行期限の分散に取り組む。

なお、繰越明許費の活用にあたっては、適正な履行期間を確保しつつ、可能な限り次年度の第4四半期にかからないように履行期限を設定する。

また、発注者としての国及び特殊法人等は、年度当初から履行されなければ事業を執行する上で支障をきたす、又は適正な履行期間の確保が困難となる業務については、条件を明示した上で予算成立を前提とした入札公告の前倒しを行い、計画的な発注に努める。

履行期間の平準化の推進にあたっては、業務の実施を担当する部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。例えば、地方公共団体においては、財政を担当する部局との連携により、予算編成において、履行期間の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組が想定される。

#### <取組状況等の公表>

地域発注者協議会等において、地域の実情を踏まえ、履行期間の平準化の取組状況等について、を確認するとともに、他の発注者の状況も把握し、必要に応じて相互連携できるよう公表に努める。

## 【解説】

### ○ 工事に係る業務の中長期的な発注見通し

各発注機関それぞれで公表している発注見通しを統合して公表すること等により、受注者が技術者・技能者の配置等を計画的に行いやすい環境を整えることができる。

現在、国土交通省をはじめ国の機関・都道府県等の発注見通しについてはポータルサイトにより、共有化されている。また、一部発注者においては、発注見通しの更新頻度を高める取組を実

施されている（例えば、国土交通省では四半期毎に発注見通しを更新）。

令和6年6月に改正された品確法において、発注者の責務として、公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、中長期的な公共工事等の発注見通しの作成及び公表を講ずることが明記された。

#### 品確法第七条第一項（抄）

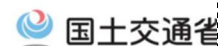
十 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第十二号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

国土交通省では、中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成について、以下の取り組みを進めている。

#### <対応の基本方針>

- 入札情報サービスに、「中長期的な発注の見通し」に関するページを新設
- 事業計画通知に記載している事業（プロジェクト）の情報を中長期的な見通しとして追加

### 【参考イメージ】中長期的な発注見通しの公表について



現在、入札情報サービス(PPI)において、工事単位の発注見通しを掲載

| 入札情報サービス                                                                                                                                                                                                                                                               |                    |       |             |         |                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------|-------------|---------|-----------------------|
| <a href="#">ヘルプ</a> <a href="#">お問い合わせ</a> <a href="#">全国版TOP</a><br><a href="#">全国</a> <a href="#">北海道</a> <a href="#">東北</a> <a href="#">関東</a> <a href="#">北陸</a> <a href="#">中部</a> <a href="#">近畿</a> <a href="#">中国</a> <a href="#">四国</a> <a href="#">九州・沖縄</a> |                    |       |             |         |                       |
| 発注の見通し                                                                                                                                                                                                                                                                 | 工事の検索              | 入札の経過 | 入札の経過       | 発注機関の検索 | 発注機関の検索               |
| 発注の見通し(工事) 検索結果                                                                                                                                                                                                                                                        |                    |       |             |         |                       |
| 該当する案件が <b>18</b> 件あります。1～18 件表示しています                                                                                                                                                                                                                                  |                    |       |             |         |                       |
| CSV出力                                                                                                                                                                                                                                                                  |                    |       |             |         |                       |
| No.                                                                                                                                                                                                                                                                    | 発注機関/担当部・事務所       | 工事名   | 入札契約方式      | 工事区分    | 前ページ<br>入札予定時期<br>更新日 |
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                      | 国土交通省関東地方整備局／〇〇事務所 | ●●工事  | 一般競争入札(標準型) | 一般土木工事  | 第3四半期<br>2020/09/08   |
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                      | 国土交通省関東地方整備局／〇〇事務所 | ●●工事  | 一般競争入札(標準型) | 一般土木工事  | 第3四半期<br>2020/09/08   |
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                      | 国土交通省関東地方整備局／〇〇事務所 | ●●工事  | 一般競争入札(標準型) | 一般土木工事  | 第3四半期<br>2020/09/08   |

#### 今回追加して公表

事業計画通知に記載している事業(プロジェクト)の情報を  
中長期的な見通しとして追加

| No. | 発注機関/担当部・事務所         | 事業名                    | 更新日        |
|-----|----------------------|------------------------|------------|
| 1   | 国土交通省〇〇地方整備局／〇〇国道事務所 | 国道〇〇号〇〇道(〇〇〇〇)(〇〇環状道路) | 2020/04/01 |
| 2   | 国土交通省〇〇地方整備局／〇〇国道事務所 | 国道〇〇号〇〇道               | 2020/04/01 |



|             |                                                           |
|-------------|-----------------------------------------------------------|
| 発注機関        | 国土交通省〇〇地方整備局                                              |
| 担当部・事務所     | 〇〇国道事務所                                                   |
| 事業名称        | 国道〇〇号 〇〇道路                                                |
| 全体事業規模      | L-22.0km                                                  |
| 全体事業費       | 〇〇億円                                                      |
| 当年度の事業費     | 〇〇億円                                                      |
| 事業進捗/完成予定時期 | 事業進捗率: 〇〇% 用地進捗率: 〇〇%                                     |
| 当年度事業概要     | 道路改良工 〇km<br>橋梁上下部工 〇橋<br>トンネル工 〇箇所<br>※関連する測量、調査、設計業務も含む |
| 備考          |                                                           |

対象事業：国土交通省の直轄事業のうち、河川・道路・公園事業

出典) 公共工事等の中長期的な発注見通しの公表について～新たに河川・道路・公園事業の事業計画の情報を事務所毎に公表します！～（令和2年10月2日 報道発表資料）

## ○ 繰越明許費・債務負担行為の活用

発注者受注者ともに、働き方改革を取り巻く状況の下で3月に集中している納期の山を他の期間に分散させるためには、業務発注時に適正な履行期間を確保した上で、年内を履行期限とする早期発注や債務負担行為の活用等に努めるとともに、業務執行中に関係機関協議等により年度内に適正な履行期間を確保できなくなった場合は、適切に繰越手続きを行い、真に必要な業務を除き履行期限が3月とならないように配慮することが必要である。

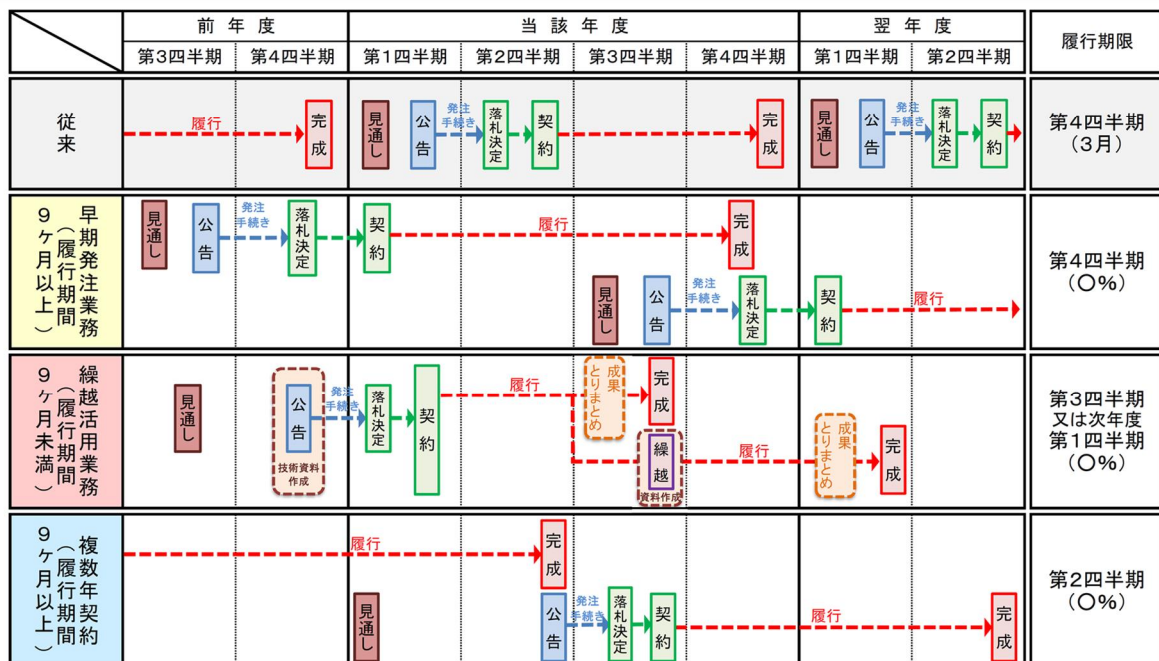
### 【履行期限の更なる平準化の取り組み】

○四半期毎に履行期限の目標を設定予定

○具体的には、履行期限と期間を踏まえ、公告時期から期限までを考慮した4半期毎の発注計画を作成

○公告時期に応じて、早期発注や繰越、複数年契約等により履行期限を分散化

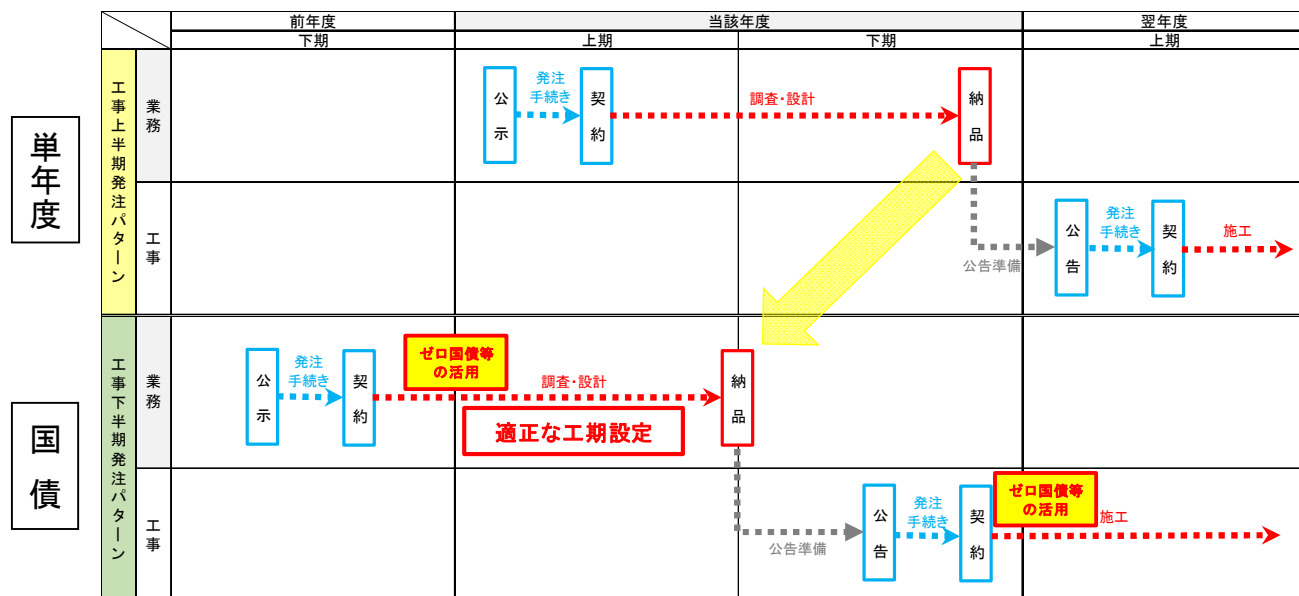
○履行期限の分散を進めながら、中長期的には履行期限の件数は上半期50%、下半期50%を目指す



出典) 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会 (令和元年度 第1回) 資料2

国土交通省では、工事での施工時期の平準化の取り組み(2ヶ年国債やゼロ国債の活用等)に連動した適切な履行期限を設定することで、建設生産・管理システム全体で平準化を図っている。

○国債工事に先行かつ連動して実施する設計業務(測量・地質調査等を含む)にゼロ国債や2か年国債を活用し、更なる業務サイクルの見直しを検討。



出典) 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会  
業務・マネジメント部会(平成30年度 第2回) 資料2

## ○ 取組事例等の情報共有

地域発注者協議会等を活用し、国、地方公共団体、特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図ることで、発注者間の協力体制の強化や、公共工事の品質確保の促進に繋がることが期待できる。

## 【指針本文】

### 2-2 業務入札契約段階

#### (適切な競争参加資格の設定)

#### ＜競争に参加する資格を有する者の名簿の作成に際しての競争参加資格審査＞

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意する。

## 【解説】

### ○ 競争に参加する資格を有する者の名簿の作成 1) 1)

有資格者名簿の作成について、基本方針に以下のとおり定められている。

#### 【有資格者名簿の作成】

#### 第2 8 調査等の品質確保に関する事項

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査等の品質確保が重要な役割を果たしており、その成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することとなる。

このような観点から、公共工事に関する調査等についても、公共工事と同様に、法第3条の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、国及び地方公共団体並びに公共工事に関する調査等の発注者及び受注者がそれぞれ下記の役割を果たさなければならない。

#### (1) 調査等における発注関係事務の適切な実施

公共工事に関する調査等の発注者は、法第3条の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、有資格業者名簿の作成、仕様書、設計書等の契約図書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、調査等の実施中及び完了時の調査等の状況の確認及び評価その他の発注関係事務を適切に実施しなければならない。また、国及び地方公共団体等は、公共工事に関する調査等においても、予定価格の適正な設定、災害時の緊急対応の推進、ダンピング受注の防止、調査等の実施の時期の平準化、適正な履行期の設定、地域の実情を踏まえた競争参加資格、規模等の設定等に留意した発注がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について」  
(令和6年12月閣議決定)

## (参考法令等)

- i) 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について」  
(令和6年12月閣議決定)

## (参考資料)

- 1) 「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」(令和6年10月1日)

## 【指針本文】

### ＜個別業務の入札に際しての競争参加者の技術審査等＞

業務の内容、地域の実情等を踏まえ、また地域における担い手の育成・確保に配慮し、業務の経験及び成績や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、**適切な競争参加資格条件を設定**する。その際、**必要に応じて**、豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者などの登用、海外での業務経験を有する技術者の活用も考慮した**要件緩和**など適切な競争参加資格条件の設定に努める。

業務実績を競争参加資格に設定する場合は、業務の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、**業務実績の確認**に当たっては、同種・類似の実績が無いものは選定又は指名及び技術提案書の提出要請を行わない等により履行能力のない者を排除するなど適切な審査を実施する。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、その他業務に関する諸法令を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

さらに、技術者の資格や実績を**テクリス（業務実績情報システム）**や**PUBDIS\*（公共建築設計者情報システム）**等（以下「テクリス等」という。）へ登録するよう受注者へ促すとともに、**技術者の情報を一元的に把握できる取組**（技術者情報ネットワーク）の活用を図る等、発注者と競争参加者の負担軽減等に努める。また、必要に応じて、所要の知識・技術・資格を備えている技術者の仕様書への位置付けや、手持ち業務量の制限など、業務の品質確保に向けた施策を検討する。

※Public Building Designers Information System の略

## 【解 説】

### ○ 適切な競争参加資格の設定、業務実績の確認 <sup>1)</sup>

国土交通省では、業務の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、「同種類時の実績」や「地域要件」「資格」等の技術的要件や評価基準を設定している。

#### 【プロポーザル方式及び総合評価落札方式における評価基準】

##### 1－2 プロポーザル方式及び総合評価落札方式における入札時の手続き

###### （2）評価基準

- ①評価に関する基準は、評価項目、得点配分（プロポーザル方式の場合は技術等の得点、総合評価落札方式の場合は入札価格の得点及び技術等の得点）、その他の評価に必要な事項とし、説明書（評価基準を含む。）において明らかにするものとする。
- ②技術等の評価項目及び得点配分は、調達上の必要性・重要性に基づき、適切に設定するものとする。
- ③総合評価落札方式の場合、技術提案の内容が、調達上の必要性・重要性に照らし、必要な範囲を超えたものは、評価の対象からは除外するものとする。
- ④技術等の評価項目については、可能な限りその評価する内容を詳細かつ具体的に示すものとする。この場合において、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができるものについては、当該評価項目毎にその旨を明記することとする。
- ⑤総合評価落札方式の場合、入札価格の得点と技術等の得点との配点割合は、当該調達及び評価の目的・内容等を勘案して適切に設定するものとする。
- ⑥技術等の評価項目設定の指針となる事項について例示すれば、次のとおりである。

1) 予定技術者の経験及び能力に関する事項

予定技術者の実績としては、管理技術者あるいは担当技術者（建築の場合は、主任担当技術者）として従事した実績を評価対象とするものとする。

なお、予定技術者が審査及び評価の対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、原則、休業期間に相当する期間を審査及び評価の対象期間に加えるものとする。

- ・技術者資格等、その専門分野の内容
- ・同種又は類似業務等の実績の内容
- ・過去に担当した業務の成績、表彰
- ・手持ち業務（専任性）

2)業務の実施方針等に関する事項

- ・業務理解度
- ・実施手順の妥当性

3)提案内容の的確性、実現性及び独創性に関する事項

- ・総合的なコストに関する事項

ア ライフサイクルコスト

維持管理費・更新費も含めたライフサイクルコストについて評価する。

イ その他

補償費等の支出額等を評価する。

- ・工事目的物の性能・機能又は調査の精度に関する事項

ア 工事目的物の性能・機能

工事目的物の初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性、環境保全性、ユニバーサルデザイン等の性能・機能を評価する。

イ 調査の精度

調査の精度を維持、向上するための計画、方法、技術等を評価する。

- ・社会的要請に関する事項

ア 環境の維持

騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壤汚染、景観、環境配慮等を国の利害の観点から評価する。

イ 施工への配慮

工事施工上考慮すべき事項（工期、施工方法、近接構造物等への配慮）を国の利害の観点から評価する。

ウ 特別な安全対策

特別な安全対策を必要とする工事について安全対策の良否を評価する。

エ 省資源対策又はリサイクル対策

工事の際の省資源対策、リサイクルの良否などへの対応を国の利害の観点から評価する。

出典) 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」  
(平成 27 年 11 月 (令和 5 年 3 月一部改定) 国土交通省)

(参考資料)

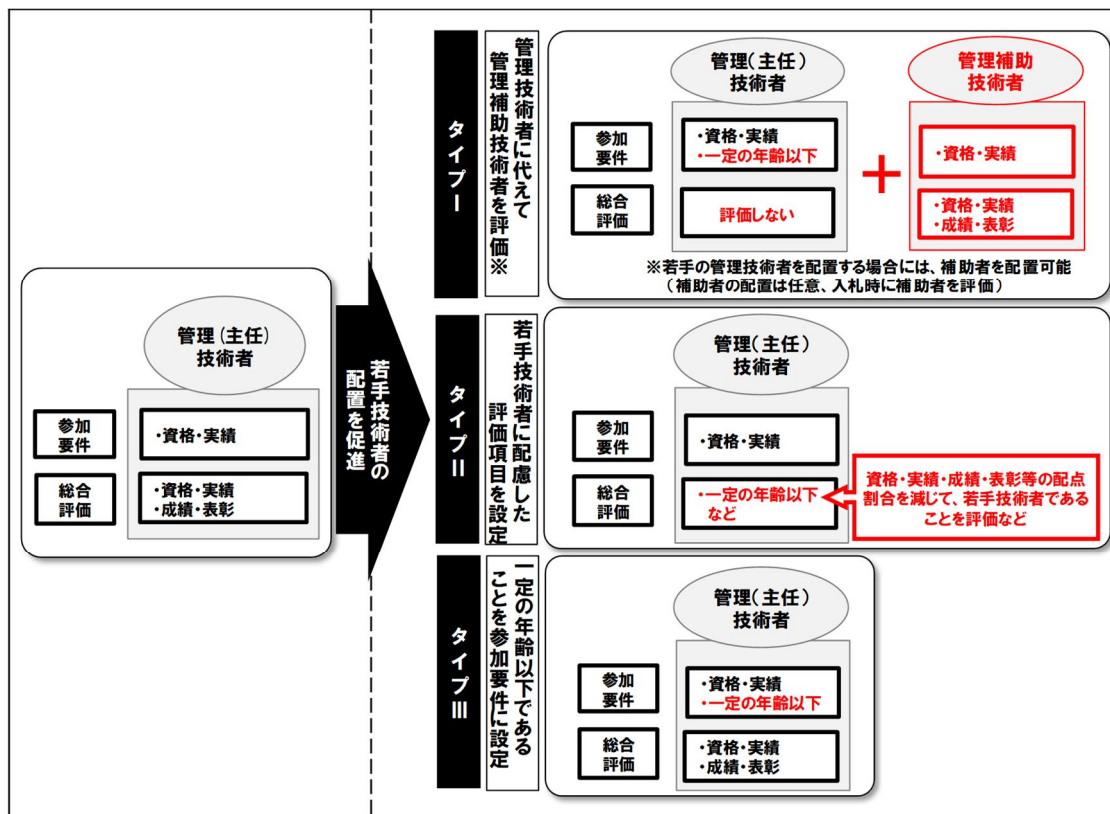
- 1) 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」

(平成 27 年 11 月 (令和 5 年 3 月一部改定) 国土交通省)

## ○ 必要に応じて要件緩和

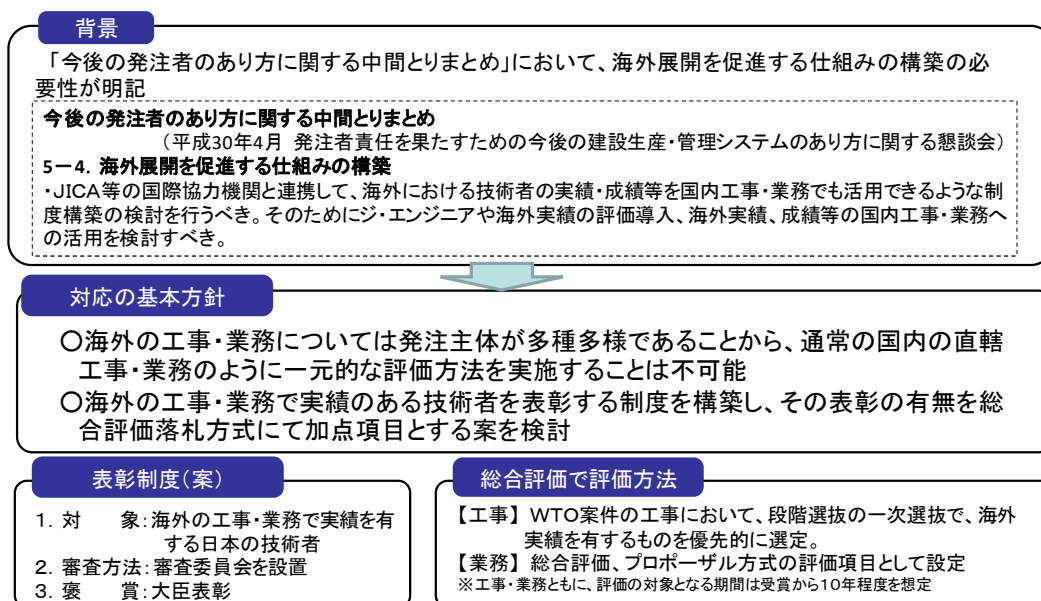
国土交通省では、担い手の中長期的な育成・確保の観点から、受注者の集中及び競争性の確保等に留意しつつ、地域の実情に合わせ、若手技術者の配置を促す入札契約方式や、地域企業の活用に係る入札契約方式に取り組んでいる。

### 【若手技術者の配置を促すための要件緩和の事例】



出典) 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会 (平成30年度 第2回) 資料4

### 【海外での業務経験のある技術者の活用のための要件緩和】



出典) 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 建設生産・管理システム部会 (令和元年度 第1回) 資料3-1

### 【地域企業の活用拡大と育成の取り組みのための要件緩和の事例（近畿地方整備局）】

- ・ 地域企業の活用の拡大と育成を目的として、自治体発注の業務実績しかない企業に対して、直轄の業務への新規参入を促す業務チャレンジ型を平成28年度より試行開始。
- ・ 平成30年度は、「国の実績の有無については問わない。」ことに改定。

|         | H30年度業務チャレンジ型 実施内容                                      |
|---------|---------------------------------------------------------|
| 契約方式    | 価格競争方式を総合評価落札方式(簡易公募型1:1)に置き換えて実施                       |
| 参加要件    | <u>国の受注実績の有無にかかわらず参加を認める。</u>                           |
| 同種・類似業務 | <u>同種・類似業務の実績があるもの(国以外の業務成績評定は問わない。国の実績については60点以上)。</u> |
| 地域要件    | <u>本社所在地が当該地域(府県内)の企業を優位に評価(要件とせず加点評価)</u>              |
| 対象業務    | 土木設計業務、測量、地質調査業務(概ね <u>2000万円以下</u> を対象)                |
| 成績・表彰   | 評価は行わない                                                 |
| 実施方針    | <u>簡易な実施方針</u>                                          |

### 【業務チャレンジ型の試行案件】

○平成29年度

【業務名】由良川中流域測量業務

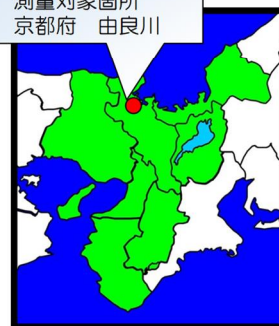
【発注事務所】福知山河川国道事務所

【業務種別】測量

【履行期間】約4ヶ月

【業務概要】築堤設計に必要な測量を実施

測量対象箇所  
京都府 由良川



出典) 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会（平成30年度 第2回）資料4

## ○ テクリス（業務実績情報システム）<sup>1)</sup>

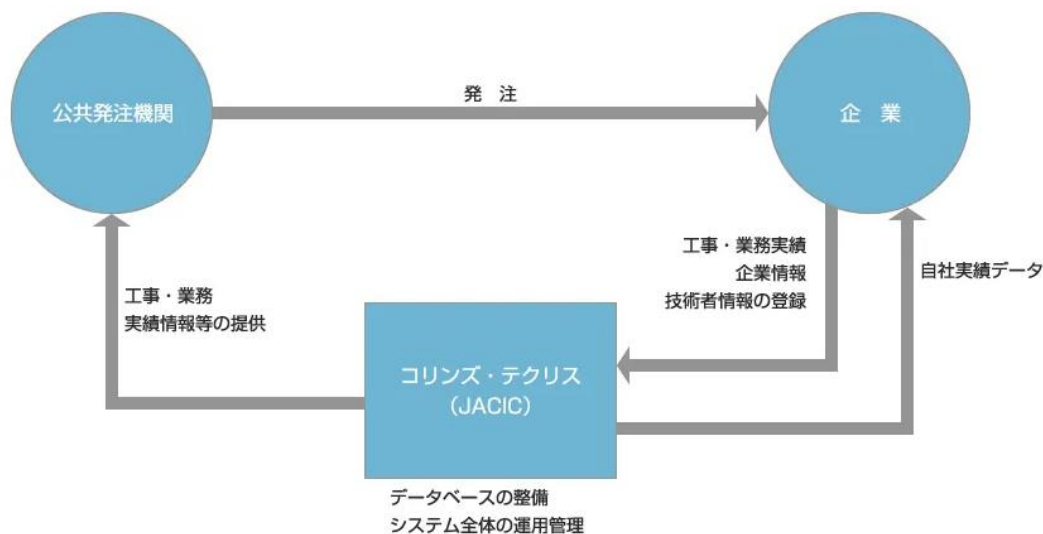
テクリスとは、企業が受注した公共工事または業務の実績を収集し、公共発注機関および受注企業が共に活用できるようにした業務実績情報データベース。

業務実績情報は、受注企業および従事した技術者の実績として認められ、公共発注機関は、業務実績の内容確認や技術者の配置状況の確認などに利用している。

### 【テクリスの概要】

コリンズ・テクリスとは、企業が受注した公共工事または業務の実績を収集し、公共発注機関および受注企業が共に活用できるようにした工事・業務実績情報データベース（注1）のことをいいます。

一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）は、コリンズ・テクリスに登録された工事・業務実績情報（注2）を管理、企業情報、技術者情報と共に公共発注機関に提供しています。工事・業務実績情報は、受注企業および従事した技術者の実績として認められ、公共発注機関は、工事・業務実績の内容確認および技術者の配置状況の確認などに利用しています。



（注1）データベースとは、関連するデータをまとめて体系的に一元管理し、検索や蓄積が容易にできるよう整理された情報の集まりです。

（注2）「工事・業務実績情報」とは、企業が公共発注機関から受注した工事または業務についての契約に関する事項、具体的な実施内容に関する事項および配置技術者に関する事項等について、発注した公共発注機関の確認を受けたうえでコリンズ・テクリスに登録された情報をいいます。

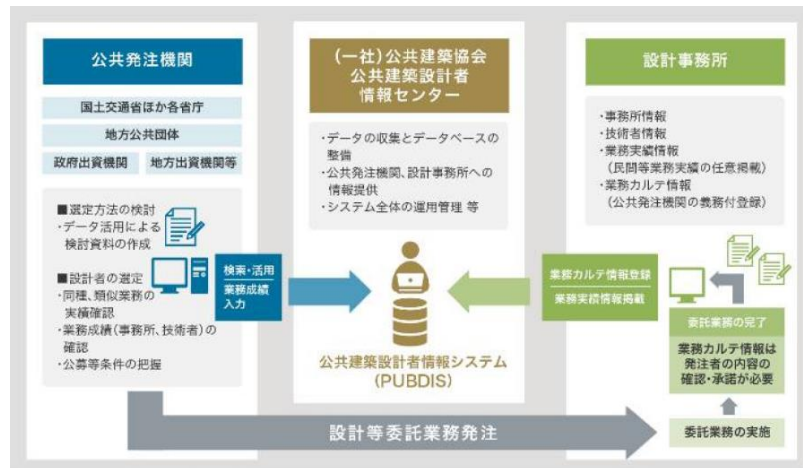
出典）一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）HP

## ○ PUBDIS（公共建築設計者情報システム）

建築関係は、一般社団法人公共建築協会が運営する公共建築設計者情報システム（PUBDIS）を活用している。

### 【PUBDISの概要】

- ・PUBDISは、設計事務所から提出された情報（事務所情報・技術者情報・業務実績情報・業務カルテ情報）をデータベースとして公共発注機関に提供することにより、公共発注機関による設計者選定が円滑かつ公正に行われることを支援するためのシステムです。



出典) 「公共建築設計者情報システム操作マニュアル【入力システム編】」  
(令和 7 年 1 月一般社団法人公共建築協会)

## 【指針本文】

### （業務の内容等に応じた技術提案の評価内容の設定）

発注者は、一定の資格、実績、成績等のみを競争参加資格条件とすることにより品質を確保できる業務などを除き、競争に参加しようとする者に対し技術提案を求めるよう努める。特に、技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、プロポーザル方式により**技術提案を求める**。

技術提案書の特定及び落札者決定に当たり、必要に応じて**中立かつ公正な立場から判断できる半職経験者の意見を聴く**。

技術提案を求める場合には、技術提案に係る事務負担に配慮するとともに、業務の内容、地域の実情等を踏まえた**適切な評価内容を設定**する。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い評価を行うとともに、説明責任を適切に果たすという観点から、技術的に最適な者の特定又は落札者の決定に際して、評価の方法や内容を速やかに公表する。その際、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等その取扱いに留意する。

また、プロポーザル方式で特定した技術提案書の内容については、特記仕様書に適切に反映するものとし、総合評価落札方式で落札者を決定した場合には、技術提案について発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その**履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置**について契約上取り決める。

## 【解 説】

### ○ 技術提案を求める 1) 2)

国土交通省では、プロポーザル方式・総合評価落札方式において、具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマに関する技術提案を求めている。

プロポーザル方式においては評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適なものを特定し、総合評価落札方式においては、品質向上の方法の提示を求める評価テーマに関する技術提案と当該業もの実施方針を求め、価格との総合評価を行っている。

建築設計に係る設計者の選定に当たっては、特に一級建築士又は二級建築士が行うことが義務づけられている設計業務や大規模な改修に関する設計については、プロポーザル方式によることを基本としている。

## 【建設コンサルタント業務等における技術評価の基本的な考え方】

| 発注方式                | 選定・指名段階の技術評価 | 特定・入札段階の技術評価                            | 技術提案の内容              | ヒアリングの実施 | 価格点：技術点の設定                    |
|---------------------|--------------|-----------------------------------------|----------------------|----------|-------------------------------|
| ①プロポーザル方式の評価項目      |              |                                         | 実施方針<br>および<br>評価テーマ | 実施       | —                             |
| ②総合評価落札方式（標準型）の評価項目 |              | <p>（1：3の配点イメージ）</p> <p>（1：2の配点イメージ）</p> | 実施方針<br>および<br>評価テーマ | 実施       | 1：2<br>}<br>1：3               |
| ③総合評価落札方式（簡易型）の評価項目 |              | <p>（1：1の配点イメージ）</p>                     | 実施方針<br>のみ           | 実施       | 1：1<br><br>※業務の難易度に応じて1：2も使用可 |

【土木関係】

出典）「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成27年11月（令和5年3月一部改定）国土交通省）

## ○ 中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取<sup>1)</sup>

プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型及び簡易型）の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があることから、国土交通省では、手続の透明性及び競争性の向上を図るため、学識経験者等からなる総合評価審査委員会等を設置し審議を行うこととしている。

### 【学識経験者の意見聴取】

#### （1）国における学識経験者の意見聴取

国においては、プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型及び簡易型）の実施方針及び複数の業務に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別業務の評価方法、技術提案書の特定及び落札者決定について意見を聴く。

##### ① 実施方針の策定

総合評価落札方式の適用業務を決定するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

##### ② 複数の業務に共通する評価方法の策定

特定（プロポーザル方式）又は入札（総合評価落札方式）の評価に関する基準（評価項目、評価基準及び得点配分）及び特定する者又は落札者の決定方法を検討するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

### （参考資料）

- 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成27年11月（令和5年3月一部改定）国土交通省）
- 「建築設計業務委託の進め方」（平成30年5月全国営繕主管課長会議）

### ③ 個別業務における意見聴取

プロポーザル方式の実施にあたっては、個々の現場条件により評価項目、得点配分等が大きく異なることや技術的に高度な提案がなされることが十分に考えられる。この場合、業務特性に応じた適切な評価項目・基準の設定や、技術提案の審査を実施するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

### (2) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提出された技術提案については、提案自体が各提案者の知的財産であることに鑑み、他者に提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、発注者はその取扱いに留意する。

また、総合評価審査委員会等の学識経験者についても本審議の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならず、職を退いた後も同様とする。

出典) 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」  
(平成 27 年 11 月 (平成 31 年 3 月一部改定) 国土交通省)

## ○ 適切な評価内容を設定 <sup>1)</sup>

国土交通省における適切な技術提案の審査・評価については、以下のとおり定められている。

### 【プロポーザル方式及び総合評価落札方式における評価基準】再掲

#### 1-2 プロポーザル方式及び総合評価落札方式における入札時の手続き

#### (2) 評価基準

- ① 評価に関する基準は、評価項目、得点配分（プロポーザル方式の場合は技術等の得点、総合評価落札方式の場合は入札価格の得点及び技術等の得点）、その他の評価に必要な事項とし、説明書（評価基準を含む。）において明らかにするものとする。
- ② 技術等の評価項目及び得点配分は、調達上の必要性・重要性に基づき、適切に設定するものとする。
- ③ 総合評価落札方式の場合、技術提案の内容が、調達上の必要性・重要性に照らし、必要な範囲を超えたものは、評価の対象からは除外するものとする。
- ④ 技術等の評価項目については、可能な限りその評価する内容を詳細かつ具体的に示すものとする。この場合において、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができるものについては、当該評価項目毎にその旨を明記することとする。
- ⑤ 総合評価落札方式の場合、入札価格の得点と技術等の得点との配点割合は、当該調達及び評価の目的・内容等を勘案して適切に設定するものとする。
- ⑥ 技術等の評価項目設定の指針となる事項について例示すれば、次のとおりである。

#### 1) 予定技術者の経験及び能力に関する事項

予定技術者の実績としては、管理技術者あるいは担当技術者（建築の場合は、主任担当技術者）として従事した実績を評価対象とするものとする。

なお、予定技術者が審査及び評価の対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、原則、休業期間に相当する期間を審査及び評価の対象期間に加えるものとする。

- ・ 技術者資格等、その専門分野の内容
- ・ 同種又は類似業務等の実績の内容
- ・ 過去に担当した業務の成績、表彰

- ・ 手持ち業務（専任性）

## 2)業務の実施方針等に関する事項

- ・ 業務理解度
- ・ 実施手順の妥当性

## 3)提案内容の的確性、実現性及び独創性に関する事項

- ・ 総合的なコストに関する事項

### ア ライフサイクルコスト

維持管理費・更新費も含めたライフサイクルコストについて評価する。

### イ その他

補償費等の支出額等を評価する。

- ・ 工事目的物の性能・機能又は調査の精度に関する事項

### ア 工事目的物の性能・機能

工事目的物の初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性、環境保全性、ユニバーサルデザイン等の性能・機能の評価する。

### イ 調査の精度

調査の精度を維持、向上するための計画、方法、技術等を評価する。

- ・ 社会的要請に関する事項

### ア 環境の維持

騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壤汚染、景観、環境配慮等を国の利害の観点から評価する。

### イ 施工への配慮

工事施工上考慮すべき事項（工期、施工方法、近接構造物等への配慮）を国の利害の観点から評価する。

### ウ 特別な安全対策

特別な安全対策を必要とする工事について安全対策の良否を評価する。

### エ 省資源対策又はリサイクル対策

工事の際の省資源対策、リサイクルの良否などへの対応を国の利害の観点から評価する。

## 【同種類似業務の基本的な考え方】

- 「同種業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。
- 「類似業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われる業務とする。
- 発注する業務内容（重要かつ大規模となる構造物等の技術内容に大きな差異が認められる場合等）から鑑みて、十分な競争環境に留意しつつ、建物用途、構造、規模、工法、内容等の条件を付すことができるものとする。
- 「同種業務」又は「類似業務」の実績は、国、都道府県、政令市の実績について評価する。  
（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する。  
また、建築関係建設コンサルタント業務については4－1による。）
- 技術者の「同種業務」又は「類似業務」の実績は、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価する。（企業の「同種業務」又は「類似業務」の実績は、参加者が海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績での評価を申請する場合は、国内の業務の実績と同様に評価できることとする。）
- 技術者の「同種業務」又は「類似業務」の実績は、マネジメントした実務経験がある場合に

についても評価する（なお、建築関係建設コンサルタント業務については4－1による。）。マネジメントした実務経験がある場合とは、例えば以下のいずれかの者に該当する場合をいう。

- ・建設コンサルタント登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第 717 号)第3条の一に該当する「当該業務の該当部門」の技術管理者。
- ・地質調査業者登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第 718 号)第3条の一に該当する技術管理者。
- ・地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1 付け建設省厚契第 31 号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。
- ・事業促進PPP業務の管理技術者の立場で、同種類似業務の指導経験があると事業促進PPP業務の発注機関が認めた者。

○同種・類似の設定にあたっては、十分な競争性を確保するため、参加可能者数を確認のうえ、業務内容に応じ適切な設定を行うものとする。

※建築設計業務等においては、民間発注の実績も評価している。

**(参考資料)**

- 1) 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」  
(平成 27 年 11 月 (令和 5 年 3 月一部改定) 国土交通省)

### 【地域要件等の設定の考え方】

- プロポーザル方式においては、原則として地域要件を設定せず、地域貢献度は評価しない。  
また、地域精通度は必要に応じ技術者評価（選定・特定段階）の指標とする。
- ただし、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用することとする。
- 総合評価落札方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で、必要に応じ地域要件を設定し、地域貢献度は必要に応じ企業の評価（指名段階のみ）の指標とする。また、地域精通度は必要に応じ技術者評価（指名・入札段階）の指標とする。
- ただし、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用することとする。
- 各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合は、プロポーザル方式、総合評価落札方式に関わらず、地域要件は設定しない。
- 価格競争方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で地域要件等を適宜設定するものとする。

表 1－1 発注方式別の地域要件及び地域精通度の考え方

|          | 地域要件                              | 地域精通度                                                              |
|----------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| プロポーザル方式 | ×                                 | ○                                                                  |
| 総合評価落札方式 | ○                                 | ○                                                                  |
| 価格競争方式   | ◎<br>(十分な競争参加者数が確保されない場合はこの限りでない) | ○<br>(指名競争を行う場合の指名時の評価指標として、一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務の有無を評価する場合がある) |

◎：適宜採用・評価する ○：必要に応じて採用・評価 ×：採用・評価しない

注 1) 地域要件：一定の地域内における「本店」又は「本店、支店又は営業所」の有無

注 2) 地域精通度：一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務実績の有無

出典) 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」  
(平成 27 年 11 月 (令和 5 年 3 月一部改定) 国土交通省)

「指針本文」についての解説

Ⅱ．発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

2．測量、調査及び設計      2－2   業務入札契約段階

---

## ○ 履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置 <sup>1)</sup>

国土交通省では、プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型及び簡易型）において、契約の相手方として特定された者又は落札決定を受けた者が行った実施方針及び評価テーマに係る技術提案の内容を、適切に契約条件として反映するものとしている。

### 【評価内容の担保の方法】

#### （１）プロポーザル方式における評価内容の担保方法

##### ①技術提案の特記仕様書への反映の徹底

プロポーザル方式で特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。

反映する内容としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

- ・ 特定した技術提案において、他者と比較して優位だった内容
- ・ 特定した技術提案に記載されている、当初予定していた検討項目に関する具体的な調査手法、新技術等
- ・ 特定した技術提案に記載されている新たな追加検討項目

また、特定後に技術提案を反映しやすいように、手続前の特記仕様書案の記載を工夫することが考えられる。

（特記仕様書案の記載例）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇について調査する。なお、具体的な調査手法については、プロポーザル方式の手続において提出された技術提案の内容を受けて決定するものとする。

##### ②反映内容の担保

特記仕様書に反映された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、３点減点するものとする。

#### （２）総合評価落札方式（標準型及び簡易型）における評価内容の担保方法

##### ①契約書における明記

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

契約書に記載し履行を確保する内容には、標準レベルの提案内容にとらえて加点を行わなかった内容も含めるものとする。

##### ②評価内容の担保

契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、３点減点するものとする。

出典）「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成 27 年 11 月（令和 5 年 3 月一部改定）国土交通省）

「指針本文」についての解説

Ⅱ．発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

2．測量、調査及び設計      2－2   業務入札契約段階

---

---

(参考資料)

- 1) 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」  
(平成 27 年 11 月 (令和 5 年 3 月一部改定) 国土交通省)

## 【指針本文】

### (業務内容等に応じた適切な評価項目の設定等)

**プロポーザル方式及び総合評価落札方式における**技術的要件及び入札の評価に当たっては、参加表明者や当該業務の配置予定技術者の実績などを適切に評価項目に設定するとともに、必要に応じて地域の精通度等を**評価項目**に設定する。

また、必要に応じて、**豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者などの登用**、海外での業務経験を有する技術者の活用等も考慮するとともに、業務の内容に応じて**国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格**を評価の対象とするよう努める。

業務の目的や内容、技術力審査・評価の項目や技術提案のテーマが同一である場合は、提出を求める技術資料の内容を同一のものとする**一括審査方式などを活用**することにより、発注者と競争参加者双方の負担軽減に努める。

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施方針や複数の業務に共通する評価方法を定める場合は、学識経験者の意見を聴き、個別業務の評価方法については、業務の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴く。**地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取**については、地方自治法施行令第167条の10の2第4項等に定める手続により行う。

必要に応じて、**配置予定技術者に対するヒアリング**を行うこと等により、競争参加者の評価を適切に行う。

また、業務の内容等に応じて、品質確保のための体制やその他の履行確実性の審査・評価の実施に努める。

## 【解説】

### ○ プロポーザル方式及び総合評価落札方式における評価項目 <sup>1) 2)</sup>

国土交通省では、プロポーザル方式及び総合評価落札方式における技術力の評価に当たっての評価項目の基本的な考え方について、以下のとおり運用している。

建築関係については、評価項目において企業を評価せず技術者の能力のみを評価するなど異なる。詳細は「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」のほか、「建築設計業務委託の進め方」を参照。

#### 【評価項目の基本的な考え方】

プロポーザル方式及び総合評価落札方式における価格以外の評価項目は、以下に示す3つの観点に基づき、業務の品質確保・向上に対する重要性や評価項目に係るデータ入手の容易さ等を考慮した上で、業務特性に応じて設定することを基本的な考え方とする。

業務の品質確保・向上のために重要な評価項目は、以下のように整理できる。

- ① 企業の能力等
- ② 技術者の能力等
- ③ 技術提案等

「①企業の能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、企業が適切かつ確実に業務を遂行する能力を評価するものである。企業の業務実績や業務成績、表彰等を評価する。また、従来「企業の

信頼性・社会性」として評価していた現地条件を熟知している等の地域精通度、地域住民が安心して工事を任せられる企業であるかという視点からの地域貢献度についても、企業の能力等の中で評価する。

「②技術者の能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、業務に直接係わる配置予定技術者が適切かつ確実に業務を遂行する能力を評価するものである。配置予定技術者の業務実績や業務成績、表彰、等を評価する。

「③技術提案等」は、発注者が示す標準的な仕様に対して企業自らの技術提案により改善し、業務の品質向上を図る能力を評価するものである。競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、工事目的物の性能・機能又は調査の精度、社会的要請等を評価の視点とする。なお、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求める必要がない業務においては、「実施方針」を求め、業務上配慮すべき事項の適切性を審査し、適切かつ確実に業務を遂行する能力を審査する。

#### (1) 企業・技術者の能力等

##### 【評価項目】

企業・技術者の能力等の評価項目は、業務実績、業務成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、企業・技術者の業務能力を判断できる項目を適宜設定する。

各評価項目の配点は、以下の通りを基本とする。

##### (1) 配点の基本的考え方

- 参加表明者（企業）や予定技術者の「資格・実績等」よりも「成績・表彰」の配点割合を高くする。ただし、「成績・表彰」を重視しすぎることにより企業の新規参入や若手技術者の起用を阻害しないよう配慮する。
- 参加表明者（企業）の評価よりも予定技術者の評価を重視する。
- 実施方針、評価テーマに関する技術提案を重視（技術提案に対する配点合計の50%以上）する。

##### (2) 選定・指名段階における配点

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式の選定・指名段階における参加表明者（企業）の「資格・実績等」「成績・表彰」及び予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」に対する評価ウェイトは、以下の表の通りとする。

表3-1 選定・指名段階における配点ウェイト（プロポーザル方式・総合評価落札方式共通）

| 評価項目   | 参加表明者（企業） |        | 予定技術者  |        |
|--------|-----------|--------|--------|--------|
|        | 資格・実績等    | 成績・表彰  | 資格・実績等 | 成績・表彰  |
| 評価ウェイト | 15%       | 35%    | 15%    | 35%    |
|        | (▲5%)     | (▲10%) | (+5%)  | (+10%) |

注1：( )内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

##### (3) 特定・入札段階における配点

- プロポーザル方式の特定段階における予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価ウェイトは、以下の表の通りとする。

#### (参考資料)

- 1) 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成27年11月（令和5年3月一部改定）国土交通省）
- 2) 「建築設計業務委託の進め方」（平成30年5月全国営繕主管課長会議）

表 3-2 プロポーザル方式の特定段階における配点ウェイト

| 評価項目   | 予定技術者        |              | 技術提案等           |                 |
|--------|--------------|--------------|-----------------|-----------------|
|        | 資格・実績等       | 成績・表彰        | 実施方針            | 評価テーマに対する技術提案   |
| 評価ウェイト | 10%<br>(▲5%) | 15%<br>(+5%) | 25%<br>(▲12.5%) | 50%<br>(+12.5%) |

注 1：( ) 内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注 2：―は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

- 総合評価落札方式の入札段階における予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価ウェイトは、以下の表の通りとする。

表 3-3 総合評価落札方式の入札段階における配点ウェイト

| 評価項目   |         | 予定技術者           |                 | 技術提案等           |                 |
|--------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|        |         | 資格・実績等          | 成績・表彰           | 実施方針            | 評価テーマに対する技術提案   |
| 評価ウェイト | 1:3 の場合 | 10%<br>(▲5%)    | 15%<br>(+5%)    | 25%<br>(▲12.5%) | 50%<br>(+12.5%) |
|        | 1:2 の場合 | 15%<br>(▲7.5%)  | 18%<br>(+7.5%)  | 30%<br>(▲15%)   | 37%<br>(+15%)   |
|        | 1:1 の場合 | 25%<br>(▲12.5%) | 25%<br>(+12.5%) | 50%             | ―               |

注 1：( ) 内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注 2：―は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

## 【評価方法】

評価点の算出は、各評価項目の得点をそのまま合計する「素点計上方式」とする。

### ○同種業務の実績

- ・「同種業務」は、「類似業務」よりも優位に評価することを基本とする。
- ・「同種業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。
- ・「類似業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われる業務とする。
- ・基本的に過去 10 年間に完了した業務を対象とする。なお、国土交通省直轄業務においては、業務成績評定点が 65 点未満の業務は対象外とする。
- ・TECRIS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。

### ○業務成績

- ・企業においては過去 2 年間、配置予定技術者においては過去 4 年間の担当業務の業務成績評定点の平均点（全国：8 地方整備局＋北海道開発局＋沖縄総合事務局）とする。
- ただし、データベースの整備状況に応じて、当該地整のみとすることも可能とする。

### ○表彰

- ・企業においては過去 2 年間、配置予定技術者においては過去 4 年間を対象とする。
- ・企業においては優良業務表彰、配置予定技術者においては優良技術者表彰を基本とする。
- ・局長表彰、事務所長表彰等、表彰主体に応じて評価することも可能とする。

- ・ プロポーザル方式で発注される業務のうち、他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価するものとする。
- ・ 各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合の技術評価（総合評価落札方式による場合も含む。）は他の地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価するものとする。
- ・ 上記以外のプロポーザル方式及び総合評価落札方式の技術評価においても他の地方整備局等の表彰と当該地方整備局等の表彰とを同等に評価できるものとする。

#### ○地域精通度・貢献度等

- ・ 地域精通度・貢献度等の評価項目は、企業的能力等の中で評価するものとし、災害協定の有無・協定に基づく活動実績、近接地域での業務実績等、必要に応じて設定するものとする。
- ・ 業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）

#### ○地域要件等の設定等

- ・ プロポーザル方式においては、原則として地域要件を設定しない。地域貢献度は評価しない。地域精通度は必要に応じ技術者評価（選定・特定段階）の指標とする。  
ただし、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用することとする。
- ・ 総合評価落札方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で、必要に応じ地域要件を設定する。地域貢献度は必要に応じ企業の評価（指名段階のみ）の指標とする。地域精通度は必要に応じ技術者評価（指名・入札段階）の指標とする。  
ただし、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用することとする。
- ・ 各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合は、プロポーザル方式、総合評価落札方式に関わらず、地域要件は設定しない。
- ・ 価格競争方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で地域要件等を適宜設定するものとする。

出典) 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」  
(平成 27 年 11 月 (令和 5 年 3 月一部改定) 国土交通省)

【評価項目案（選定段階、特定段階）（プロポーザル方式、総合評価落札方式）】

| 評価項目（選定段階）         |            |                   | プロポーザル | 総合評価 |     |
|--------------------|------------|-------------------|--------|------|-----|
|                    |            |                   |        | 標準型  | 簡易型 |
| 参加表明者の経験<br>及び能力   | 資格・実績<br>等 | 資格要件（技術部門登録）      | ◎      | ◎    | ◎   |
|                    |            | 専門技術力（同種・類似業務の実績） | ◎      | ◎    | ◎   |
|                    |            | 管理技術力（当該地整常駐技術者数） | ○      | ○    | ○   |
|                    |            | 情報収集力（地域貢献度）      | －      | ○    | ○   |
|                    |            | 経営力（自己資本比率）       | ○      | ○    | ○   |
|                    |            | 瑕疵担保力（保険加入の有無）    | ○      | ○    | ○   |
|                    |            | 遵法性（過去の遵法状況）      | ○      | ○    | ○   |
|                    | 成績・表彰      | 業務成績評定点           | ◎      | ◎    | ◎   |
|                    |            | 表彰の有無             | ◎      | ◎    | ◎   |
|                    | 事故及び不誠実な行為 |                   | ◎      | ◎    | ◎   |
| 予定管理技術者の<br>経験及び能力 | 資格・実績<br>等 | 資格要件              | ◎      | ◎    | ◎   |
|                    |            | 専門技術力（同種・類似業務の実績） | ◎      | ◎    | ◎   |
|                    |            | 情報収集力（地域精通度）      | ○      | ○    | ○   |
|                    | 成績・表彰<br>等 | 業務成績評定点           | ◎      | ◎    | ◎   |
|                    |            | 表彰の有無             | ◎      | ◎    | ◎   |
|                    |            | 当該分野の従事期間         | ○      | ○    | ○   |
|                    | 手持ち業務量     |                   | ◎      | ◎    | ◎   |

| 評価項目（特定段階）                           |                             |              | プロポ<br>ーザル | 総合評価 |     |
|--------------------------------------|-----------------------------|--------------|------------|------|-----|
|                                      |                             |              |            | 標準型  | 簡易型 |
| 管理技術者及び主<br>任技術者／<br>担当技術者／<br>照査技術者 | 資格・実績<br>等                  | 資格要件         | ◎          | ◎    | ◎   |
|                                      |                             | 同種・類似業務の実績   | ◎          | ◎    | ◎   |
|                                      |                             | 情報収集力（地域精通度） | ○          | ○    | ○   |
|                                      |                             | 当該分野の従事期間    | ○          | ○    | ○   |
|                                      |                             | 継続教育（CPD）    | ○          | ○    | ○   |
|                                      | 成績・表彰<br>等                  | 業務成績評定点      | ◎          | ◎    | ◎   |
|                                      |                             | 表彰の有無        | ◎          | ◎    | ◎   |
| 実施方針                                 | 業務内容の理解度                    |              | ◎          | ◎    | ◎   |
|                                      | 実施手順（実施フロー）                 |              | ◎          | ◎    | ◎   |
|                                      | 工程計画の妥当性                    |              | ◎          | ◎    | ◎   |
|                                      | 業務に関する知識、<br>有益な代替案、重要事項の指摘 |              | ◎          | ◎    | ◎   |
|                                      | 業務の円滑な実施に関する提案              |              | ○          | ○    | ○   |
| 評価テーマ<br>（テーマ数分）                     | テーマ間の整合性                    |              | ○          | ○    | －   |
|                                      | 的確性（妥当性・的確性）                |              | ◎          | ◎    | －   |
|                                      | 実現性                         |              | ◎          | ◎    | －   |
|                                      | 独創性                         |              | ○          | －    | －   |

（凡例） ◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

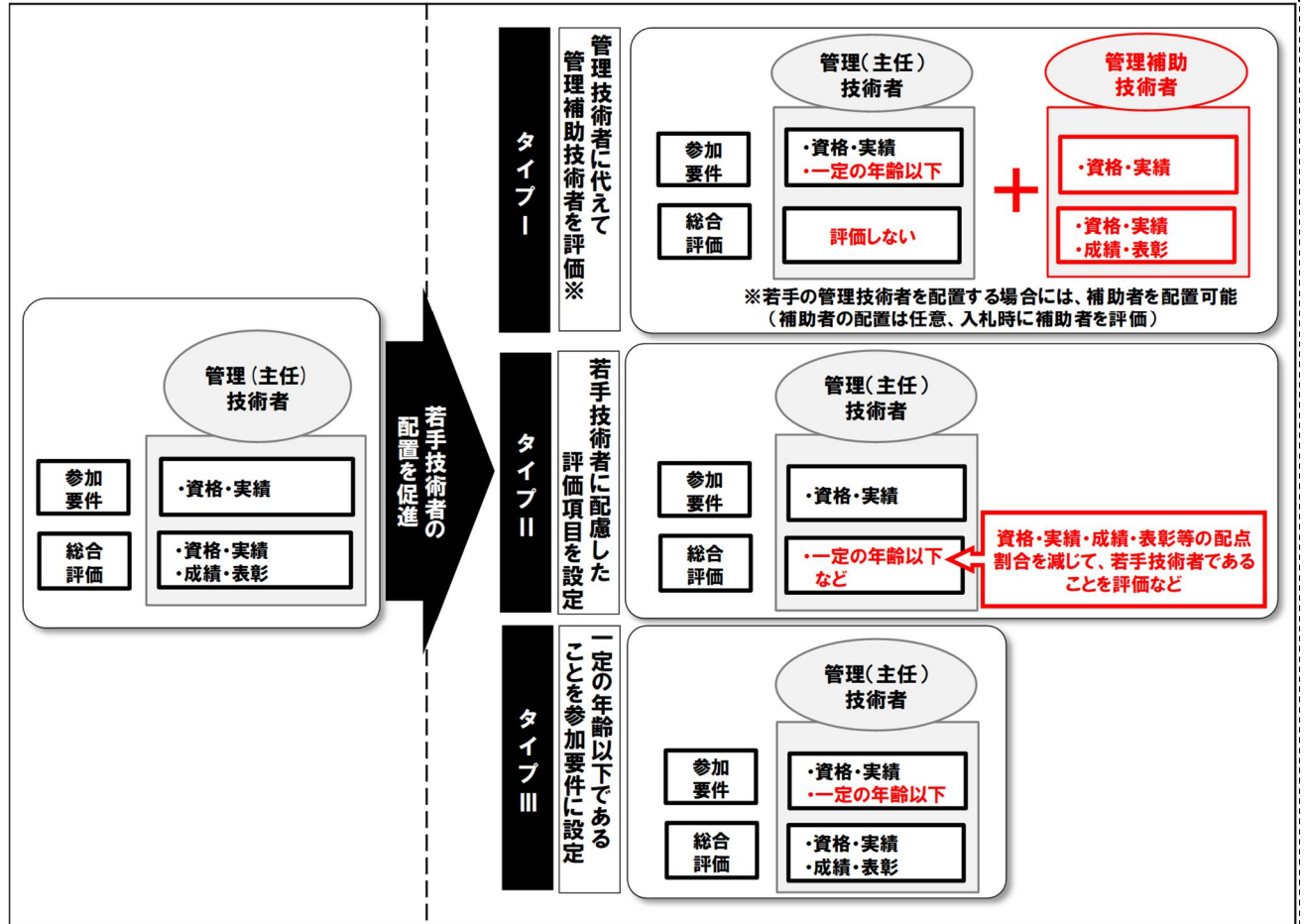
※WTO 対象業務にあっては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。

出典）「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成 27 年 11 月（令和 5 年 3 月一部改定）国土交通省）を基に作成

## ○ 豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者などの登用

国土交通省では、中長期的な担い手の育成・確保を図る観点から、豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者などの登用を促す業務の試行を実施している。

### 【若手技術者の配置を促す入札契約方式】



出典) 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会  
業務・マネジメント部会 (平成 30 年度 第 2 回) 資料 4

【担い手育成型 入札契約方式の試行（九州地方整備局）】

担い手育成型

参加資格要件：

管理技術者への若手技術者（45歳未満）若しくは女性技術者配置

管理技術者をサポート

管理補助技術者を配置（年齢制限は設けない）

評価項目：

管理技術者は資格及び業務実績の有無のみ確認

管理補助技術者の資格、実績等を点数評価

担い手育成型

特徴①：管理技術者へ若手技術者（45歳未満）若しくは女性技術者を配置することを参加資格要件とする。

特徴②：管理技術者のサポートのため、管理補助技術者の配置も参加資格要件とする。

特徴③：管理技術者の評価に替えて、管理補助技術者の実績等を用いて評価する。

特徴④：管理補助技術者の評価項目には、「業務成績」は評価項目とせず、かつ「表彰実績」には評価対象期間の制限は設けない。

| 評価項目           | 企業 | 管理技術者             | 管理補助技術者        |
|----------------|----|-------------------|----------------|
| 技術部門登録         | ●  | —                 | —              |
| 企業<br>同種・類似実績  | ●  | —                 | —              |
| 業務成績           | ●  | —                 | —              |
| 業務表彰           | ●  | —                 | —              |
| 技術者資格          | —  | ○<br>資格の有無の確認のみ   | ●              |
| 技術者<br>同種・類似実績 | —  | ○<br>同種・類似実績の確認のみ | ●              |
| 業務成績           | —  | 設定しない             | 設定しない          |
| 技術者表彰          | —  | —                 | ●<br>(期間が問わない) |

●：加点評価する項目 ○：加点評価しない項目（確認のみ）

技術提案：

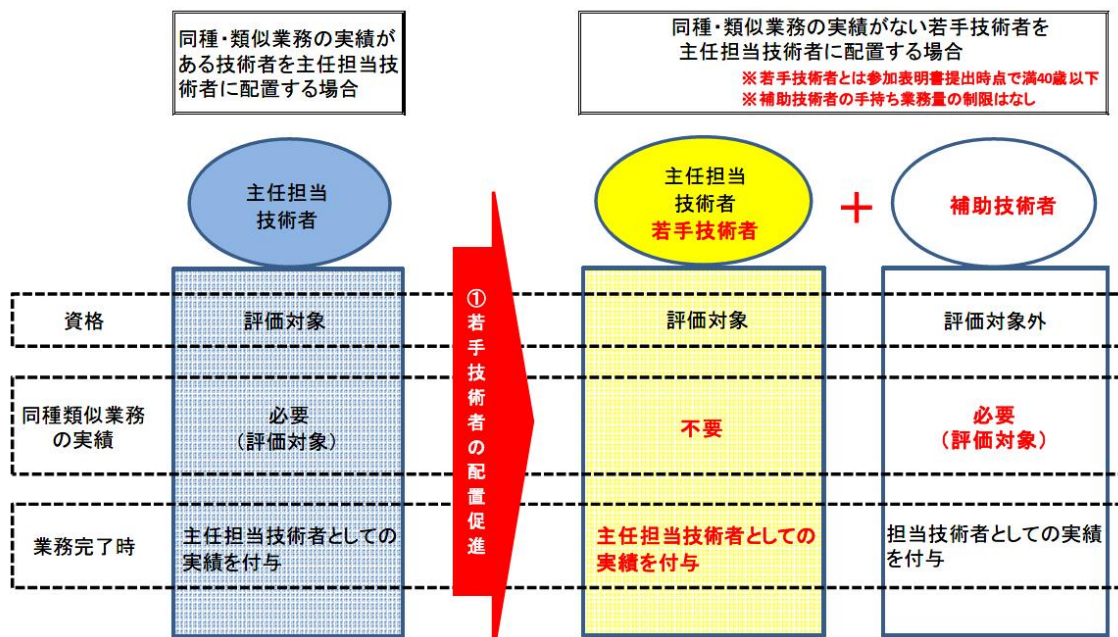
実施方針 + 固定テーマ（※1）

出典）「平成 31 年度総合評価落札方式の主な変更点（業務） 国土交通省九州地方整備局 平成 31 年 3 月」

【建築設計業務における若手技術者の配置促進の試行（東北地方整備局）】

（一般競争総合評価落札方式（簡易型）で発注する改修設計・工事監理業務等）

①若手技術者の配置促進（各分野の主任担当技術者に配置する場合の要件、評価を緩和）



## ②地域精通度の評価項目を新設(当該地域における実績を評価)

| 評価項目          | 評価ウェート |
|---------------|--------|
| 資格            | 9%     |
| 同種・類似業務の実績    | 18%    |
| 国土交通省等発注業務の成績 | 18%    |
| CPD取得単位       | 18%    |
| 業務の理解度及び取組意欲  | 15%    |
| 業務の実施方針       | 22%    |
| 合計            | 100%   |

②地域精通度の評価項目を新設

| 評価項目          | 評価ウェート |
|---------------|--------|
| 資格            | 9%     |
| 同種・類似業務の実績    | 18%    |
| 国土交通省等発注業務の成績 | 9%     |
| 地域精通度の新設      | 9%     |
| CPD取得単位       | 18%    |
| 業務の理解度及び取組意欲  | 15%    |
| 業務の実施方針       | 22%    |
| 合計            | 100%   |

※地域精通度の評価ウェートは業務によって変わる可能性があります。

※地域精通度は補助技術者を配置する場合は補助技術者の実績で評価します。

出典)「国土交通省東北地方整備局 令和元年7月24日 記者発表資料」

## ○国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格

国土交通省では、公共工事に関する調査及び設計等に関し、その業務の内容に応じた一定の技術水準を満たす既存の民間資格の評価のあり方について、検討を進めてきたところである。

点検・診断等、国土交通省所管の社会資本のメンテナンス分野に係る民間資格の登録規程について、平成26年11月に告示され、令和2年1月に6回の登録がなされたところである。

### 【国土交通省登録資格とは】

- 民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格(「民間資格」という)について、申請に基づき審査を行い、国土交通大臣が「国土交通省登録資格」の登録簿に登録します。
- 国や地方公共団体等が発注する計画・調査・設計業務、点検・診断等業務、横断型業務において、担当技術者、管理技術者、照査技術者として登録された資格の保有者に従事していただくことにより、品質の確保が図られます。

【点検・診断等（維持管理）業務の登録資格の分野】

知識・技術を求める者: ☐ 管理技術者 ☐ 担当技術者 ☒ 管理技術者と担当技術者の両者

| 部門          | 道路                                  |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     | 河川                                  | 砂防                       |                          |                          | 海岸                       | 下水道                                 | 港湾                       | 空港                       | 都市公園                                | 土木機械設備                   |
|-------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|
| 施設分野等<br>業務 | 橋梁（鋼橋）                              | 橋梁（コンクリート橋）                         | トンネル                                | 道路土工構築物（土工）                         | 道路土工構築物（カルバート等）                     | （シールド・大型）                           | 編装                                  | 小規模附属物                              | 堤防・河道                               | 砂防設備                     | 地すべり防止施設                 | 急傾斜地崩壊防止施設               | 海岸堤防等                    | 下水道管路施設                             | 港湾施設                     | 空港施設                     | 公園施設（遊具）                            | 土木機械設備                   |
| 点検          | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 診断          | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 設計（維持管理）    |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     |                          |                          |                          |                          |                                     | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |                                     |                          |
| 計画策定（維持管理）  |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     |                          |                          |                          |                          |                                     | <input type="checkbox"/> |                          |                                     |                          |

【計画・調査・設計業務の登録資格の分野】

知識・技術を求める者: ☐ 管理技術者 ☒ 管理技術者と調査技術者両者（両者に同様の知識・技術を求める）

|             |                | 専門分野 |    |      |               |            |       |    |    |    |      |     |                |                |      |            | 横断分野            |               |       |      |      |
|-------------|----------------|------|----|------|---------------|------------|-------|----|----|----|------|-----|----------------|----------------|------|------------|-----------------|---------------|-------|------|------|
| 部門          | 河川、砂防<br>海岸・海洋 |      |    |      |               | 港湾及び空<br>港 |       | 道路 |    |    | 下水道  | 造園  | 都市計画及<br>び地方計画 | 建設機械           | 土木機械 | 建設電気<br>通信 | 地質・土質           | 建設環境          |       |      |      |
| 施設分野等<br>業務 | 河川・ダム          | 砂防   | 対策 | 地すべり | 急傾斜地崩<br>壊等対策 | 海岸         | 港湾（※） | 空港 | 道路 | 橋梁 | トンネル | 下水道 | 都市公園等          | 都市計画及<br>び地方計画 | 建設機械 | 土木機械       | 信託施設・制<br>御システム | 電気施設・通<br>信設備 | 地質・土質 | 宅地防災 | 建設環境 |
|             |                |      |    |      |               |            |       |    |    |    |      |     |                |                |      |            |                 |               |       |      |      |
|             |                |      |    |      |               |            |       |    |    |    |      |     |                |                |      |            |                 |               |       |      |      |
|             |                |      |    |      |               |            |       |    |    |    |      |     |                |                |      |            |                 |               |       |      |      |
| 計画          |                |      |    |      |               |            |       |    |    |    |      |     |                |                |      |            |                 |               |       |      |      |
| 調査          |                |      |    |      |               |            |       |    |    |    |      |     |                |                |      |            |                 |               |       |      |      |
| 設計          |                |      |    |      |               |            |       |    |    |    |      |     |                |                |      |            |                 |               |       |      |      |

※潜水作業が伴う調査の場合のみ、担当技術者にも知識・技術を求める

○配置予定技術者の参加要件（例）

1 予定管理技術者

予定管理技術者については、下記に示す条件を満たす者であること。

1) 下記のいずれかの資格を有する者

①技術士

博士（※研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）

②国土交通省登録技術者資格

③上記以外のもの（国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの）

○総合評価落札方式における国土交通省登録資格の評価（例）

【管理技術者の評価例】

|            |    |
|------------|----|
| ①国家資格・技術士  | 3点 |
| ②国土交通省登録資格 | 2点 |
| ③上記以外の民間資格 | 1点 |

【担当技術者の評価例】

|            |    |
|------------|----|
| ①国家資格・技術士  | 2点 |
| ②国土交通省登録資格 | 2点 |
| ③上記以外の民間資格 | 1点 |

出典）「国土交通省登録資格を活用して頂くために（地方公共団体のみなさまへ）」

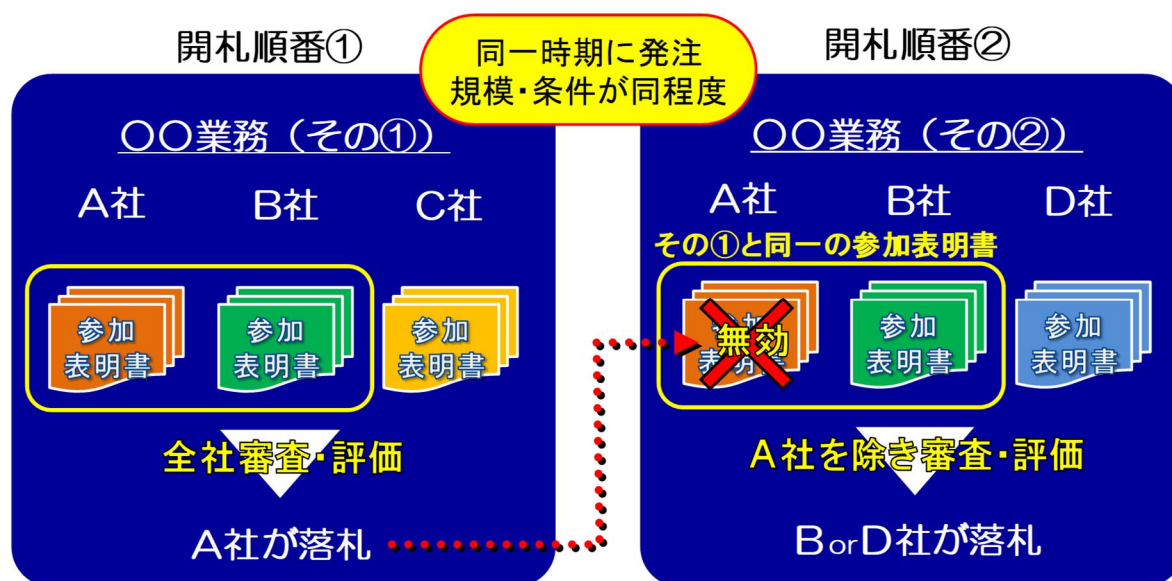
国土交通省パンフレット（[http://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000098.html](http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html)）

## ○ 一括審査方式などを活用

同様な業務を複数件発注する必要がある場合には、一括審査方式を取り入れることで、入札契約手続きの技術審査業務の負担軽減を図るとともに、受発注者双方の入札契約手続きの効率化により、事業の早期執行を図ることができる。

### 【一括審査方式の試行（関東地方整備局の事例）】

- 同一時期に発注される規模、条件が同程度の複数業務に入札参加する場合、同一の参加表明書により評価。
- あらかじめ定めた開札順番で開札し、落札者を決定（重複受注は認めない）。
- 対象は、十分な競争性が確保でき、技術的難易度が比較的高くない総合評価落札方式で発注する業務（例えば災害時の測量・地質調査や設計業務などの実施期間・期限が限られている業務等）。



出典) 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会  
業務・マネジメント部会 (平成30年度 第1回) 平成30年11月29日

## ○ 地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取

1) 1) 1)

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要であることから、国及び地方公共団体における中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項について、基本方針において、以下のとおり定められている。

### 【学識経験者の意見聴取】

#### 第2 5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国においては、総合評価落札方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。また、技術提案・交渉方式の実施方針を定めようとするとき及び技術提案・交渉方式における技術提案の審査を行うときは、学識経験者の意見を聴くものとする。

また、地方公共団体においては、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験者の意見を聴くこと等が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定されているが、この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面の工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

出典) 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」  
(令和6年10月閣議決定)

### 【地方公共団体における学識経験者の意見聴取】

#### 学識経験者の意見聴取とは何ですか。

- ・落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされています。当該意見聴取時において、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見聴取が必要との意見があったときは再度の意見聴取が必要です（地方自治法施行令第167条の10の2、地方自治法施行規則第12条の4）。

#### 学識経験者の範囲はどのようになっていますか。

- ・当該市区町村において価格と品質が総合的に最も優れた調達を実現する観点から中立的な立場に立って判断することができる者を幅広く指します。

(学識経験者の一例)

- ・大学・工業高等専門学校教職員
- ・国土交通省の職員（事務所の副所長等）
- ・都道府県、他の市区町村の土木部局の職員
- ・「公共工事の発注者責任協議会」により認定された支援技術者（1種）の資格取得者
- ・試験研究機関の研究員

【地方自治法施行令】

第百六十七条の十の二

(中略)

- 3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かななければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かななければならない。

出典) 上段：「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」（平成 19 年 3 月（最終平成 20 年 3 月）国土交通省）

下段：「地方自治法施行令」

(参考法令等)

- i) 基本方針 第 2 5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項
- ii) 「地方自治法施行令」第 167 条の 10 の 2

(参考資料)

- 1) 「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」（平成 19 年 3 月（最終平成 20 年 3 月）国土交通省）

## ○ 配置予定技術者に対するヒアリング 1)

国土交通省では、プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型）においては、競争参加者から提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容を確認するために原則、配置予定技術者へのヒアリングを実施し、総合評価方式（簡易型）においては、必要に応じて競争参加者から提出された実施方針の内容を確認するためにヒアリングを実施することとしている。

表 プロポーザル方式における実施方針の評価項目（例）

### 【③実施方針】

| 評価項目                | 評価の着目点 |                                            | 評価ウェイト             |
|---------------------|--------|--------------------------------------------|--------------------|
|                     |        | 判断基準                                       |                    |
| 実施方針・実施フロー・工程表・その他※ | 業務理解度  | ◎ 目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。               | 25%<br>(12.5%～25%) |
|                     | 実施手順   | ◎ 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。         |                    |
|                     |        | ◎ 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。        |                    |
|                     | その他    | ◎ 業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。    |                    |
|                     |        | ○ 地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。 |                    |

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

表 プロポーザル方式における評価テーマの評価項目（例）

### 【④評価テーマ】

| 評価項目           | 評価の着目点 |                                                                | 評価ウェイト             |
|----------------|--------|----------------------------------------------------------------|--------------------|
|                |        | 判断基準                                                           |                    |
| 評価テーマに対する技術提案※ | 全体     | ○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。    | 50%<br>(50%～62.5%) |
|                | 評価テーマ1 | ◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。                          |                    |
|                |        | ◎ 着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。 |                    |
|                |        | ○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。                               |                    |
|                |        | ○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。                               |                    |
|                | 実現性    | ◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。                                       |                    |
|                |        | ◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。                           |                    |
|                |        | ○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。                               |                    |
|                |        | ○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。                              |                    |
|                | 独創性    | ○ 工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。                               |                    |
|                |        | ○ 周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。                  |                    |
|                |        | ○ 複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。                                |                    |
|                |        | ○ 新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。                                       |                    |
|                | 2      | 的確性、実現性、(独創性)について上記を準用                                         |                    |
|                | 3      | 的確性、実現性、(独創性)について上記を準用                                         |                    |

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

出典) 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」  
(平成27年11月(令和5年3月一部改定)国土交通省)

建築関係の評価項目については、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」のほか、「建築設計業務委託の進め方」を参照。

---

(参考資料)

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成 25 年 3 月(最終令和 5 年 3 月)国土交通省)
- 2) 「建築設計業務委託の進め方」(平成 30 年 5 月全国営繕主管課長会議)

## 【指針本文】

### （ダンピング受注の防止・予定価格の事後公表）

低入札による受注は、業務の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる事が懸念される。ダンピング受注を防止するため、国や他の発注者の取組状況を参考にしながら、適切に**低入札価格調査制度の基準価格**又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の履行上の工夫等による、より低い価格での落札の促進と業務の品質の確保の徹底の観点から、落札率（予定価格に対する契約価格の割合をいう。）と業務成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、**低入札価格調査制度の基準価格を見直す**。なお、低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が受注する事態が生じるなど、入札参加者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者がくじ引きの結果により受注するなど、技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じる。

また、業務の入札に係る申込みの際、必要に応じて入札参加者に対して入札金額の内訳書の提出を求め、書類に不備（例えば内訳書の提出者名の誤記、業務件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

## 【解 説】

### ○ 低入札価格調査制度の基準価格

1) 2) 3)

低入札価格調査基準とは、予算決算及び会計令第 85 条又は地方自治法施行令第 167 条の 10 に規定される基準であり、入札価格がこの基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施し、履行可能性が認められない場合には、失格とするものである。

国土交通省では、「建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査要領」に基づき、低入札価格調査を行っている。

#### 【国土交通省における低入札価格調査基準】

次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

| 業種区分             | ①       | ②       | ③                         | ④                         |
|------------------|---------|---------|---------------------------|---------------------------|
| 測量業務             | 直接測量費の額 | 測量調査費の額 | 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額    | —                         |
| 建築関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額  | 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額    |
| 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額  | その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額  | 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 |

|               |         |                      |                         |                       |
|---------------|---------|----------------------|-------------------------|-----------------------|
| 地質調査業務        | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額    |
| 補償関係コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額               | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額    | 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額 |

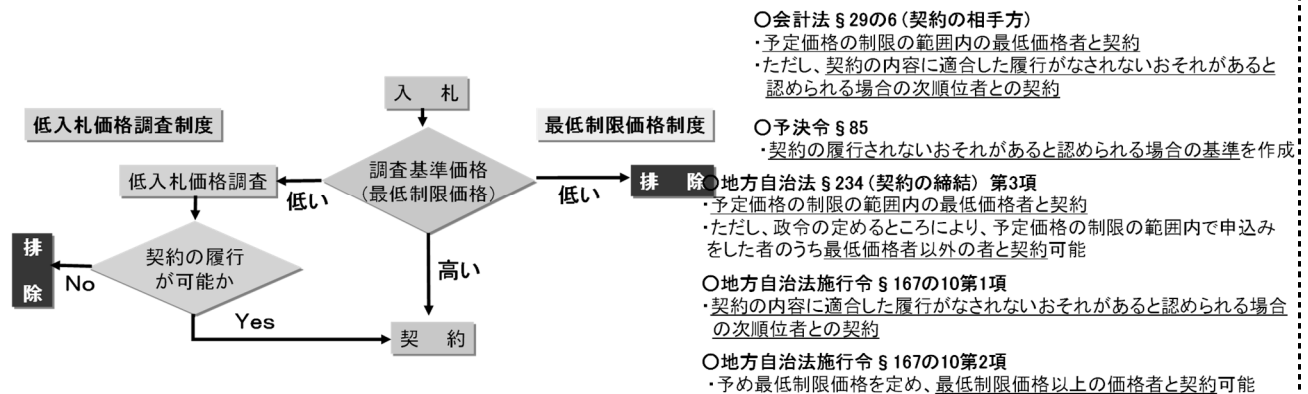
出典)「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成16年6月(最終令和6年4月)国土交通省)

## ○ 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要については、以下のとおりである。

### 【低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要】

競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが、会計法及び地方自治法の原則となっているが(最低価格自動落札)、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格(地方公共団体のみ)により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には、これを契約から排除することとされている。



出典)「中央建設業審議会 第6回入札契約の適正化に関する検討委員会」(平成17年5月国土交通省)

「低入札価格調査制度」とは、入札の結果、契約の相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合において、そのおそれがあるかどうかについて調査を行うものである。

「最低制限価格制度」とは、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものである。

### (参考法令等)

- 「予算決算及び会計令第85条(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の手続)
- 「地方自治法施行令」第167条の10(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とするができる場合)

### (参考資料)

- 「設計業務等標準積算基準書」(令和7年度版 国土交通省)
- 「官庁施設の設計業務等積算基準」(平成17年6月(最終令和6年1月)国土交通省)
- 「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成16年6月(最終令和6年4月)国土交通省)

## ○ 低入札価格調査制度の基準価格を見直す

1) Ⅱ)

低入札価格調査基準とは予算決算及び会計令第 85 条または、地方自治法施行令第 167 の 10 に規定されており、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施し、履行可能性が認められない場合には、落札者とししないものとしている。

国土交通省では令和 6 年に低入札価格調査基準価格の算定式を見直している。

国土交通省の業務におけるこれまでの低入札価格調査基準の見直しの状況については、以下のとおりである。

### 【低入札価格調査基準の見直し】

|        | H23.4～H28.3                                                                                                      | H28.4～H29.3                                                                                                      | H29.4～H31.3                                                                                                      | H31.4.1 ～R6.3                                                                                                    | R6.4.1 ～                                                                                                         |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 測量     | <b>【範囲】</b><br>予定価格の<br>60～80%<br><b>【計算式】</b><br>・直接測量費 ×1.00<br>・測量調査費 ×1.00<br>・諸経費 ×0.40                     | <b>【範囲】</b><br>予定価格の<br>60～80%<br><b>【計算式】</b><br>・直接測量費 ×1.00<br>・測量調査費 ×1.00<br>・諸経費 ×0.45                     | <b>【範囲】</b><br>予定価格の<br>60～80%<br><b>【計算式】</b><br>・直接測量費 ×1.00<br>・測量調査費 ×1.00<br>・諸経費 ×0.48                     | <b>【範囲】</b><br>予定価格の<br>60～82%<br><b>【計算式】</b><br>・直接測量費 ×1.00<br>・測量調査費 ×1.00<br>・諸経費 ×0.48                     | <b>【範囲】</b><br>予定価格の<br>60～82%<br><b>【計算式】</b><br>・直接測量費 ×1.00<br>・測量調査費 ×1.00<br>・諸経費 ×0.50                     |
| 地質     | <b>【範囲】</b><br>予定価格の<br>2/3～85%<br><b>【計算式】</b><br>・直接調査費 ×1.00<br>・間接調査費 ×0.90<br>・解析等調査業務費 ×0.75<br>・諸経費 ×0.40 | <b>【範囲】</b><br>予定価格の<br>2/3～85%<br><b>【計算式】</b><br>・直接調査費 ×1.00<br>・間接調査費 ×0.90<br>・解析等調査業務費 ×0.80<br>・諸経費 ×0.45 | <b>【範囲】</b><br>予定価格の<br>2/3～85%<br><b>【計算式】</b><br>・直接調査費 ×1.00<br>・間接調査費 ×0.90<br>・解析等調査業務費 ×0.80<br>・諸経費 ×0.45 | <b>【範囲】</b><br>予定価格の<br>2/3～85%<br><b>【計算式】</b><br>・直接調査費 ×1.00<br>・間接調査費 ×0.90<br>・解析等調査業務費 ×0.80<br>・諸経費 ×0.48 | <b>【範囲】</b><br>予定価格の<br>2/3～85%<br><b>【計算式】</b><br>・直接調査費 ×1.00<br>・間接調査費 ×0.90<br>・解析等調査業務費 ×0.80<br>・諸経費 ×0.50 |
| 土木コンサル | <b>【範囲】</b><br>予定価格の<br>60～80%<br><b>【計算式】</b><br>・直接人件費 ×1.00<br>・直接経費 ×1.00<br>・その他原価 ×0.90<br>・一般管理費等 ×0.30   | <b>【範囲】</b><br>予定価格の<br>60～80%<br><b>【計算式】</b><br>・直接人件費 ×1.00<br>・直接経費 ×1.00<br>・その他原価 ×0.90<br>・一般管理費等 ×0.45   | <b>【範囲】</b><br>予定価格の<br>60～80%<br><b>【計算式】</b><br>・直接人件費 ×1.00<br>・直接経費 ×1.00<br>・その他原価 ×0.90<br>・一般管理費等 ×0.48   | <b>【範囲】</b><br>予定価格の<br>60～80%<br><b>【計算式】</b><br>・直接人件費 ×1.00<br>・直接経費 ×1.00<br>・その他原価 ×0.90<br>・一般管理費等 ×0.48   | <b>【範囲】</b><br>予定価格の<br>60～81%<br><b>【計算式】</b><br>・直接人件費 ×1.00<br>・直接経費 ×1.00<br>・その他原価 ×0.90<br>・一般管理費等 ×0.50   |

出典) 国土交通省資料

---

**(参考法令等)**

- i) 「予算決算及び会計令」第 85 条（契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の手続）
- ii) 「地方自治法施行令」第 167 条の 10（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とするこ  
とができる場合）

**(参考資料)**

- 1) 「設計業務等標準積算基準書」（令和 7 年度版 国土交通省）
- 2) 「官庁施設の設計業務等積算基準」（平成 17 年 6 月（最終令和 6 年 1 月）国土交通省）
- 3) 「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」（平成 16 年 6 月（最終令和 6 年 4 月）国土交通  
省）

### （入札不調・不落時の見積り活用等）

業務の発注においては、業務に必要な情報等を適切に把握し、**地域の実情等を踏まえ適切な競争参加資格の設定、適正な利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定、適正な履行期間の設定**等を行うことにより、入札不調・不落の発生を極力回避することに努める。入札に付しても入札参加者又は落札者がなかった場合等、標準積算と業務の履行条件の乖離が想定される場合は、以下の方法を活用して予定価格や履行期間を適正に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・ 入札参加者から業務の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・ 設計図書に基づく数量、履行条件や履行期間等が実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、必要な対策を講じた上、入札不調により契約に至らない場合や再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予算決算及び会計令第99条の2又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約の活用も検討する

### （公正性・透明性の確保、不正行為の排除）

**公共土木設計業務等標準委託契約約款**（平成7年5月26日建設省経振発第49号）又は**公共建築設計業務標準委託契約約款**（平成8年2月23日建設省住指発第47号）に沿った契約約款に基づき、公正な契約を締結する。

**入札及び契約に係る情報について**は、工事に準じて**適切に公表**することとし、競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により技術提案の評価の方法等を明らかにするとともに、早期に**評価の結果を公表**する。

また、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、**入札監視委員会等の第三者機関の活用等**により**中立かつ公正に苦情処理を行う仕組み**を整備するよう努める。

談合や贈収賄等の不正行為については、当該**不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施**すること、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により談合の結果として被った損害額の賠償の請求により、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

### 【解 説】

#### ○ 公共土木設計業務等標準委託契約約款 <sup>1)</sup>

公共工事の土木事業に係る測量、調査及び計画、設計に関する業務の契約約款として、公共土木設計業務等標準委託契約約款が、建築事業に係る設計に関する業務の契約約款として、公共建築設計業務標準委託契約約款が、国土交通省により策定されている。

公共工事の土木事業に係る設計、調査及び計画に関する業務（以下「公共土木事業に係る設計業務等」という。）については、従来から、建設コンサルタントに対して委託契約として発注されることが多く、これらの建設コンサルタントは、我が国の公共工事の土木事業において極めて重要な役割を果たしています。

しかしながら、建設コンサルタントが公共土木事業に係る設計業務等を受注した場合に締結される契約書においては、従来から、かし担保責任、解除権行使等の発注者と受注者の権利義務関係が明確に規定されていない場合が多く、また、規定されている場合であってもその内容が発注者ごとに異なっており、このため中央建設業審議会（以下、「中建審という。」）においても契約の透明性・客観性を高める必要性が建議されてきました。

また、WTO 政府調達協定が発効し、公共土木工事に係る設計業務等の市場の国際化に的確に対応する契約約款の整備が求められてきました。

このような状況に対応するため、法律上、実務上の問題点について、公共土木工事に係る設計業務等の需要者及び建設コンサルタントの意見を踏まえ、あわせて国内外の契約状況にも留意しつつ検討を重ね、平成 7 年 5 月、公共土木事業に係る設計業務等についての標準契約約款（公共土木設計業務等標準委託契約約款（平成 7 年 5 月 29 日建設省経振発第 49 号））を策定し、公共事業の発注者等に対し、積極的な活用促進を図っております。

＜令和 2 年 3 月 10 日改正について＞

平成 29 年に成立した「民法の一部を改正する法律」が令和 2 年 4 月 1 日から施行される予定であり、改正民法への対応等のため、中建審による公共工事標準請負契約約款の改正等が行われたところです。また、本約款を改正してから 9 年が経過し、その間、建設コンサルタント等を取り巻く環境が大きく変化しました。

これらを踏まえ、今般、本約款において、所要の改正を行いました。

出典）国土交通省 HP「公共土木設計業務等標準委託契約約款」

#### （参考法令等）

i) 適正化指針 第 2 1 (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること  
（参考資料）

- 1) 「公共土木設計業務等標準委託契約約款」（平成 7 年 5 月（最終令和 2 年 3 月）中央建設業審議会）
- 2) 「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成 13 年 3 月（最終平成 19 年 9 月）国土交通省）
- 3) 「公共建築設計業務標準委託契約約款」（平成 8 年 2 月（最終令和 2 年 3 月）国土交通省）

## ○ 入札及び契約に係る情報について適切に公表 1) 2)

国土交通省では、業務発注に係る受注業者選定過程の透明性を図る観点から、入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報について、閲覧、インターネット等により公表を行っている。  
(その他、有資格業者名簿や通達等の通則的事項も公表している。)

### 【国土交通省における入札及び契約の情報の公表項目】

I 各地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）においては、当該別表に掲げる時期、方法及び期間において公表するものとする。

別表 I - (1)各地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。） 通則的事項

| 番号  | 公表内容                | 公表時期                                                         | 公表方法            | 公表期間                |                  |
|-----|---------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------|
| (1) | ①                   | 競争参加資格                                                       | 原則としてホームページ上に公表 | 資格及び名簿等が有効である期間中    |                  |
|     | ②                   | 有資格業者名簿（様式1－1）                                               |                 |                     | それを定め又は作成した後速やかに |
|     |                     | 有資格業者索引名簿（様式1－2）                                             |                 |                     |                  |
|     |                     | 「建設コンサルタント業務等請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」（平成6年11月14日付け建設省厚契第16号） |                 |                     |                  |
|     | ③                   | 選定要領第15（指名基準）                                                |                 | 変更した場合にあっては、変更後速やかに | 常時               |
|     | 「建設コンサルタント業務等請負契約に係 |                                                              |                 |                     |                  |

|   |                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                              |                                                                      |                                               |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
|   | <p>る指名基準の運用基準について」(平成6年12月21日付け建設省厚契発第25号、建設省技調発第266号)</p> <p>各地方整備局ごとに定めている技術審査基準(標準様式例1)</p> <p>指名停止措置要領</p> <p>「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号)</p> <p>各地方整備局ごとに定めている工事事故に係る指名停止措置期間運用基準</p> |                                                                                              |                                                                      |                                               |
| ④ | 「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」(平成16年6月10日付け国官会第368号。以下「低入札事務手続通達」という。)                                                                                                                                                        |                                                                                              |                                                                      |                                               |
| ⑤ | 苦情処理通達                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                              |                                                                      |                                               |
| ⑥ | <p>入札監視委員会通達</p> <p>「入札監視委員会の運用上の留意点について」(平成13年3月30日付け国官地第30号、国官技第81号、国営計第67号)</p>                                                                                                                                                |                                                                                              |                                                                      |                                               |
| ⑦ | <p>入札監視委員会における委員の氏名及び職業(標準様式例2-1、標準様式例2-2)</p> <p>入札監視委員会における審議の概要及びその他の必要な資料(標準様式例2-1、標準様式例2-2)</p>                                                                                                                              | <p>毎年度当初の委員会開催後速やかに</p> <p>委員の変更があった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに</p> <p>当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに</p> | <p>原則としてホームページ上に公表</p> <p>※日刊新聞紙への投げ込みも行う</p> <p>原則としてホームページ上に公表</p> | <p>入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度の翌年度まで</p> <p>常時</p> |
| ⑧ | <p>「地方整備局請負測量作業監督技術基準(案)について」(昭和56年3月18日付け建設省技調発第118号)</p> <p>「地方整備局請負測量作業検査技術基準(案)について」(昭和56年3月18日付け建設省技調発第119号)</p>                                                                                                             | <p>それを定めた後速やかに</p> <p>変更した場合にあっては、変更後速やかに</p>                                                | 原則としてホームページ上に公表                                                      | 常時                                            |

|   |                                                                                 |                     |                                         |                        |
|---|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------|------------------------|
|   | 「地方整備局委託業務等成績評定要領の改正について」(平成14年9月5日付け国官技発第142号)                                 |                     |                                         |                        |
|   | 「地方整備局委託業務等成績評定要領の運用について」(平成14年9月5日付け国官技発第143号)                                 |                     |                                         |                        |
|   | 「地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領の制定について」(平成14年6月28日付け国営建第49号)                              |                     |                                         |                        |
|   | 「地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領の運用」(平成17年2月14日付け国営整第152号)                                 |                     |                                         |                        |
| ⑨ | 指名停止措置の対象となった業者名(標準様式例3)                                                        | 当該措置を行った後速やかに       | 原則としてホームページ上に公表<br><br>※日刊新聞紙への投げ込みも行う。 | 当該措置を行った日の属する年度の翌々年度まで |
|   | 指名停止措置期間(標準様式例3)                                                                |                     |                                         |                        |
|   | 指名停止措置理由等(標準様式例3)                                                               |                     |                                         |                        |
| ⑩ | 「談合情報対応マニュアル等の改正について」(平成22年9月30日付け国地契第31号)別添2(談合情報対応マニュアル)                      | それを定めた後速やかに         | 原則としてホームページ上に公表                         | 常時                     |
| ⑪ | 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号) | 変更した場合にあっては、変更後速やかに |                                         |                        |

別表Ⅰー(2)各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。) 一般競争に付した場合

| 番号    | 公表内容                            | 公表時期       | 公表方法                            | 公表期間                       |
|-------|---------------------------------|------------|---------------------------------|----------------------------|
| (2) ① | 一般競争参加資格                        | 入札公告時      | 入札情報サービス(PPI)上に公表               | 少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで |
| ②     | 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出した業者名 | 落札者決定後速やかに | 原則としてホームページ上又は入札情報サービス(PPI)上に公表 |                            |
| ③     | 一般競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由(様式2)   |            |                                 |                            |

|   |                                                                              |                |                                 |
|---|------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------------------|
| ④ | 予定価格（税抜き）                                                                    |                | 入札情報サービス（PPI）上に公表               |
| ⑤ | イ）予定価格（税抜き）の積算内訳                                                             |                | 原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PPI）上に公表 |
|   | ロ）業務設計書                                                                      | 契約の締結後速やかに     |                                 |
| ⑥ | イ）調査基準価格（税抜き）                                                                | 落札者決定後速やかに     | 入札情報サービス（PPI）上に公表               |
|   | ロ）低入札事務手続通達第4に規定する調査の結果の概要（低入札価格調査を実施した業者名を含む。以下同じ。）（標準様式例6）                 | 契約の締結後速やかに     | 原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PPI）上に公表 |
|   | ハ）低入札事務手続通達第7に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面                                    |                |                                 |
|   | ニ）低入札事務手続通達第8に規定する契約審査委員の意見を記載した書面                                           |                |                                 |
|   | ホ）予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面<br>※次順位者を落札者とした場合に限る。                     |                |                                 |
|   | ヘ）予決令第89条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書<br>※次順位者を落札者とした場合に限る。               |                |                                 |
| ⑦ | 入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用するものとする。）                | 落札者決定後速やかに     | 入札情報サービス（PPI）上に公表               |
|   | 予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約の相手方                             | 契約の相手方の決定後速やかに |                                 |
|   | 予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。） | 契約金額の決定後速やかに   |                                 |
| ⑧ | 総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準                                                   | 入札公告時          | 原則としてホームページ上                    |
|   | 総合評価落札方式を実施した場合における                                                          | 落札者決定後速        | 又は入札情報                          |

|   |    |                                                   |                  |                                                   |
|---|----|---------------------------------------------------|------------------|---------------------------------------------------|
| ⑨ |    | 落札理由（標準様式例7）                                      | やかに              | サービス（P<br>P I）上に公<br>表                            |
|   |    | 苦情処理申立て書面                                         | 回答書面の発信          |                                                   |
|   |    | 苦情処理回答書面                                          | 後速やかに            |                                                   |
| ⑩ | イ） | 契約の相手方の商号又は名称（標準様式例8-1）                           | 契約の締結後速<br>やかに   |                                                   |
|   |    | 契約の相手方の住所（標準様式例8-1）                               |                  |                                                   |
|   | ロ） | 業務の名称（標準様式例8-1）                                   |                  |                                                   |
|   |    | 業務の場所（標準様式例8-1）                                   |                  |                                                   |
|   |    | 業種区分（標準様式例8-1）                                    |                  |                                                   |
|   |    | 業務の概要（標準様式例8-1）                                   |                  |                                                   |
|   |    | 履行期間（標準様式例8-1）                                    |                  |                                                   |
|   |    | 契約金額（標準様式例8-1）                                    |                  |                                                   |
|   | ⑪  | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例8-2）              | 契約の変更後速<br>やかに   | 少なくとも、<br>契約を変更<br>した日の属<br>する年度の<br>翌年度まで        |
|   |    | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例8-2）              |                  |                                                   |
|   |    | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例8-2）               |                  |                                                   |
|   |    | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の概要（標準様式例8-2）              |                  |                                                   |
|   |    | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例8-2）               |                  |                                                   |
|   |    | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例8-2）               |                  |                                                   |
|   |    | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例8-2）            |                  |                                                   |
|   |    |                                                   |                  |                                                   |
| ⑫ |    | 成績評定点通知書                                          | 成績評定点通知<br>後速やかに | 少なくとも、<br>成績評定点<br>を通知した<br>日の属する<br>年度の翌年<br>度まで |
| ⑬ |    | 成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面 | 回答書面の発信<br>後速やかに |                                                   |

別表Ⅰ-(3)各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） 指名競争に付した場合

| 番号    | 公表内容       | 公表時期                                     | 公表方法                                 | 公表期間                              |
|-------|------------|------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| (3) ① | 業務の名称      | 指名通知後（公<br>募型競争入札及<br>び簡易公募型競<br>争入札に付した | 公募型競争入<br>札又は簡易公<br>募型競争入札<br>に付した場合 | 少なくとも、<br>契約を締結<br>した日の属<br>する年度の |
|       | 業務区分       |                                          |                                      |                                   |
|       | 業務の入札予定年月日 |                                          |                                      |                                   |

|   |    |                                                  |                     |                                                                           |       |
|---|----|--------------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------|
|   |    |                                                  | 場合においてはそれを定めた後)速やかに | は入札情報サービス (P P I) 上に公表<br><br>それ以外の場合は原則としてホームページ上又は入札情報サービス (P P I) 上に公表 | 翌年度まで |
| ② |    | 指名業者名 (標準様式例 4-1)<br>指名の理由 (標準様式例 4-2 又は 5-1)    | 落札者決定後速やかに          | 原則としてホームページ上又は入札情報サービス (P P I) 上に公表                                       |       |
| ③ | イ) | 公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における参加表明書を提出した業者名 (様式 3) |                     |                                                                           |       |
|   | ロ) | 公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における指名の有無 (様式 3)         |                     |                                                                           |       |
|   | ハ) | 公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における指名されなかった理由 (様式 3)    |                     |                                                                           |       |
| ④ |    | 予定価格 (税抜き)                                       |                     | 入札情報サービス (P P I) 上に公表                                                     |       |
| ⑤ | イ) | 予定価格 (税抜き) の積算内訳                                 |                     | 原則としてホームページ上又は入札情報サービス (P P I) 上に公表                                       |       |
|   | ロ) | 業務設計書                                            | 契約の締結後速やかに          |                                                                           |       |
| ⑥ | イ) | 調査基準価格 (税抜き)                                     | 落札者決定後速やかに          | 入札情報サービス (P P I) 上に公表                                                     |       |
|   | ロ) | 低入札事務手続通達第 4 に規定する調査の結果の概要 (標準様式例 6)             | 契約の締結後速やかに          | 原則としてホームページ上又は入札情報サービス (P P I) 上に公表                                       |       |
|   | ハ) | 低入札事務手続通達第 7 に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面        |                     |                                                                           |       |
|   | ニ) | 低入札事務手続通達第 8 に規定する契約審査委員の意見を記載した書面               |                     |                                                                           |       |

|   |    |                                                              |                                                  |                                 |
|---|----|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------|
|   | ホ) | 予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面<br>※次順位者を落札者とした場合に限る。       |                                                  |                                 |
|   | ヘ) | 予決令第89条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書<br>※次順位者を落札者とした場合に限る。 |                                                  |                                 |
| ⑦ |    | 入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用する。）     | 落札者決定後速やかに                                       | 入札情報サービス（PPI）上に公表               |
|   |    | 予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約の相手方             | 契約の相手方の決定後速やかに                                   |                                 |
|   |    | 予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額               | 契約金額の決定後速やかに                                     |                                 |
| ⑧ |    | 総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準                                   | 落札者決定後（公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合においてはそれを定めた後）速やかに | 原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PPI）上に公表 |
|   |    | 総合評価落札方式を実施した場合における落札理由（標準様式例7）                              | 落札者決定後速やかに                                       |                                 |
| ⑨ |    | 苦情処理申立て書面                                                    | 回答書面の発信                                          |                                 |
|   |    | 苦情処理回答書面                                                     | 後速やかに                                            |                                 |
| ⑩ | イ) | 契約の相手方の商号又は名称（標準様式例8-1）                                      | 契約の締結後速やかに                                       |                                 |
|   |    | 契約の相手方の住所（標準様式例8-1）                                          |                                                  |                                 |
|   | ロ) | 業務の名称（標準様式例8-1）                                              |                                                  |                                 |
|   |    | 業務の場所（標準様式例8-1）                                              |                                                  |                                 |
|   |    | 業種区分（標準様式例8-1）                                               |                                                  |                                 |
|   |    | 業務の概要（標準様式例8-1）                                              |                                                  |                                 |
|   |    | 履行期間（標準様式例8-1）                                               |                                                  |                                 |
|   |    | 契約金額（標準様式例8-1）                                               |                                                  |                                 |
| ⑪ |    | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例8-2）                         | 契約の変更後速やかに                                       | 少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで      |
|   |    | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例8-2）                         |                                                  |                                 |
|   |    | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場                                          |                                                  |                                 |

|  |   |                                                   |              |  |                               |
|--|---|---------------------------------------------------|--------------|--|-------------------------------|
|  |   | 合の業種区分（標準様式例8-2）                                  |              |  |                               |
|  |   | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の概要（標準様式例8-2）              |              |  |                               |
|  |   | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例8-2）               |              |  |                               |
|  |   | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例8-2）               |              |  |                               |
|  |   | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例8-2）            |              |  |                               |
|  | ⑫ | 成績評定点通知書                                          | 成績評定点通知後速やかに |  | 少なくとも、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで |
|  | ⑬ | 成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面 | 回答書面の発信後速やかに |  |                               |

別表Ⅰ-④各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） プロポーザルに付した場合

| 番号    | 公表内容                                                 | 公表時期                                  | 公表方法                                                                                     | 公表期間                       |
|-------|------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| (4) ① | 業務の名称<br>業務区分                                        | それを定めた後（標準プロポーザルに付した場合においては選定通知後）速やかに | 標準プロポーザルに付した場合以外は入札情報サービス（PPI）上に公表<br><br>標準プロポーザルに付した場合は原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PPI）上に公表 | 少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで |
| ②     | 選定業者名（標準様式例4-1）<br>選定業者の選定理由（標準様式例4-2、標準様式例5-1又は5-2） | 特定通知後速やかに                             | 原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PPI）上に公表                                                          |                            |
| ③ イ   | 公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る参加表明書を提出した業者名（様式4）  |                                       |                                                                                          |                            |

|   |    |                                                  |              |                     |                            |
|---|----|--------------------------------------------------|--------------|---------------------|----------------------------|
|   | ロ) | 公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る選定の有無(様式4)      |              |                     |                            |
|   | ハ) | 公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る選定されなかった理由(様式4) |              |                     |                            |
| ④ |    | 特定業者名及び特定理由(標準様式例9-1、9-2、9-3又は9-4)               |              |                     |                            |
| ⑤ | イ) | 特定手続に係る技術提案書を提出した業者名(様式5)                        |              |                     |                            |
|   | ロ) | 特定手続に係る特定の有無(様式5)                                |              |                     |                            |
|   | ハ) | 特定手続に係る特定されなかった理由(様式5)                           |              |                     |                            |
| ⑥ | イ) | 業務の名称(標準様式例8-3)                                  | 契約の締結後速やかに   | 入札情報サービス(PPI)上に公表   |                            |
|   |    | 業務概要(標準様式例8-3)                                   |              |                     |                            |
|   | ロ) | 契約担当官等の氏名(標準様式例8-3)                              |              |                     |                            |
|   |    | 契約担当官等の所属する部局の名称(標準様式例8-3)                       |              |                     |                            |
|   |    | 契約担当官等の所属する部局の所在地(標準様式例8-3)                      |              |                     |                            |
|   | ハ) | 契約を締結した日(標準様式例8-3)                               |              |                     |                            |
|   | ニ) | 契約の相手方の商号又は名称(標準様式例8-3)                          |              |                     |                            |
|   |    | 契約の相手方の住所(標準様式例8-3)                              |              |                     |                            |
|   | ホ) | 契約金額(標準様式例8-3)                                   |              |                     |                            |
|   | ヘ) | 予定価格(標準様式例8-3)                                   |              |                     |                            |
|   | ト) | 随意契約によることとした理由(標準様式例8-3)                         |              |                     |                            |
|   | チ) | 業務の場所(標準様式例8-3)                                  |              |                     |                            |
|   |    | 業種区分(標準様式例8-3)                                   |              |                     |                            |
|   |    | 履行期間(標準様式例8-3)                                   |              |                     |                            |
| ⑦ | イ) | 予定価格(税抜き)の積算内訳                                   |              | 原則としてホームページ上        |                            |
|   | ロ) | 業務設計書                                            |              |                     |                            |
| ⑧ |    | 苦情処理申立て書面                                        | 回答書面の発信後速やかに | 又は入札情報サービス(PPI)上に公表 |                            |
|   |    | 苦情処理回答書面                                         |              |                     |                            |
| ⑨ |    | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称(標準様式例8-2)             | 契約の変更後速やかに   | PPI)上に公表            | 少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで |
|   |    | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務概要(標準様式例8-2)              |              |                     |                            |
|   |    | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場                              |              |                     |                            |

|  |   |                                                   |              |  |                               |
|--|---|---------------------------------------------------|--------------|--|-------------------------------|
|  |   | 合の契約金額（標準様式例8-2）                                  |              |  |                               |
|  |   | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例8-2）              |              |  |                               |
|  |   | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例8-2）               |              |  |                               |
|  |   | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例8-2）               |              |  |                               |
|  |   | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例8-2）            |              |  |                               |
|  | ⑩ | 成績評定点通知書                                          | 成績評定点通知後速やかに |  | 少なくとも、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで |
|  | ⑪ | 成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面 | 回答書面の発信後速やかに |  |                               |

別表Ⅰ-(5)各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） 随意契約による場合（プロポーザルに付した場合を除く。）

| 番号    | 公表内容                        | 公表時期       | 公表方法              | 公表期間                       |
|-------|-----------------------------|------------|-------------------|----------------------------|
| (5) ① | イ) 業務の名称（標準様式例8-3）          | 契約の締結後速やかに | 入札情報サービス（PPI）上に公表 | 少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで |
|       | 業務概要（標準様式例8-3）              |            |                   |                            |
|       | ロ) 契約担当官等の氏名（標準様式例8-3）      |            |                   |                            |
|       | 契約担当官等の所属する部局の名称（標準様式例8-3）  |            |                   |                            |
|       | 契約担当官等の所属する部局の所在地（標準様式例8-3） |            |                   |                            |
|       | ハ) 契約を締結した日（標準様式例8-3）       |            |                   |                            |
|       | ニ) 契約の相手方の商号又は名称（標準様式例8-3）  |            |                   |                            |
|       | 契約の相手方の住所（標準様式例8-3）         |            |                   |                            |
|       | ホ) 契約金額（標準様式例8-3）           |            |                   |                            |
|       | ヘ) 予定価格（標準様式例8-3）           |            |                   |                            |
|       | ト) 随意契約によることとした理由（標準様式例8-3） |            |                   |                            |
|       | チ) 業務の場所（標準様式例8-3）          |            |                   |                            |
|       | 業種区分（標準様式例8-3）              |            |                   |                            |
|       | 履行期間（標準様式例8-3）              |            |                   |                            |
| ②     | イ) 予定価格（税抜き）の積算内訳           |            | 原則としてホームページ上      |                            |
|       | ロ) 業務設計書                    |            |                   |                            |

|   |                                                   |              |                     |                            |                               |
|---|---------------------------------------------------|--------------|---------------------|----------------------------|-------------------------------|
| ③ | 苦情処理申立て書面                                         | 回答書面の発信      | 又は入札情報サービス（PPI）上に公表 | 少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで |                               |
|   | 苦情処理回答書面                                          | 後速やかに        |                     |                            |                               |
| ④ | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例8-2）              | 契約の変更後速やかに   |                     |                            |                               |
|   | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務概要（標準様式例8-2）               |              |                     |                            |                               |
|   | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例8-2）               |              |                     |                            |                               |
|   | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例8-2）              |              |                     |                            |                               |
|   | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例8-2）               |              |                     |                            |                               |
|   | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例8-2）               |              |                     |                            |                               |
|   | 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例8-2）            |              |                     |                            |                               |
| ⑤ | 成績評定点通知書                                          | 成績評定点通知後速やかに |                     |                            | 少なくとも、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで |
| ⑥ | 成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面 | 回答書面の発信後速やかに |                     |                            |                               |

出典) 建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について  
国官会第1211号 国地契第34号 平成14年9月5日（最終改正 令和5年12月27日）

#### （参考法令等）

- i) 適正化指針 第2 1 (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること
- ii) 「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」  
(国官会第1211号 国地契第34号 平成14年9月5日（最終改正 令和5年12月27日）)

#### （参考資料）

- 1) 「公共土木設計業務等標準委託契約約款」（平成7年5月（最終令和2年3月）中央建設業審議会）
- 2) 「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」  
(平成13年3月（最終平成19年9月）国土交通省）
- 3) 「公共建築設計業務標準委託契約約款」（平成8年2月（最終令和2年3月）国土交通省）

## ○ 評価の結果を公表 <sup>1)</sup>

国土交通省では、競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により評価基準等の技術提案の評価の方法等を明らかにしている。また、契約締結後、競争参加者の知的財産の保護に留意した上で、早期に各業者の技術評価点等の評価の結果を評価項目ごとに公表している。

### 【評価結果の公表方法】

#### (1) プロポーザル方式

##### ① 手続開始時

プロポーザル方式の適用業務では、説明書において以下の事項を明記する。

- 1) プロポーザル方式の適用の旨
- 2) 参加資格
  - ・ 単体企業
  - ・ 設計共同体
- 3) 技術提案書の提出者を選定するための基準
- 4) 技術提案書の特定のための評価に関する基準

##### ② 特定後

プロポーザル方式を適用した業務において特定する者が決定した場合は、速やかに以下の事項を公表する。公表する様式は、様式－1とする。

- 1) 特定した業者名
- 2) 各業者の技術評価点

※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」「実施方針」「評価テーマ（評価テーマ項目毎）」の4項目それぞれの小計及び合計点を公表

##### ③ 苦情及び説明要求等の対応

プロポーザル方式の審査結果については、技術提案提出者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

また、特定されなかった技術提案提出者から特定に関する情報提供依頼があった場合には、当該提出者と特定された者のそれぞれの項目別の得点を提供する。

#### (2) 総合評価落札方式（標準型及び簡易型）

##### ① 手続開始時

総合評価落札方式の適用業務では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

- 1) 総合評価落札方式の適用の旨
- 2) 指名されるために必要な要件
  - ・ 入札参加者に要求される資格
  - ・ 入札参加者を選定するための基準
- 3) 総合評価に関する事項
  - ・ 落札者の決定方法
  - ・ 総合評価の方法

##### ② 落札者決定後

総合評価落札方式を適用した業務において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。公表する様式は、様式－2とする。

- 1) 落札した業者名
- 2) 各業者の入札価格
- 3) 各業者の価格評価点
- 4) 各業者の技術評価点

※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」「実施方針」「評価テーマ（評価テーマ項目毎）」の4項目（簡易型の場合は「評価テーマ」を除く3項目）それぞれの小計及び合計点を公表

## 5) 各業者の評価値

### ③苦情及び説明要求等の対応

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

表 落札結果の公表イメージ（プロポーザル方式）

様式－1

プロポーザル評価表

1. 件名

〇〇環境アセスメント調査検討業務

2. 所属事務所

〇〇河川国道事務所

3. 技術提案書の特定期間

令和〇年〇月〇日

〇〇河川国道事務所長

| 業 者 名      | 技術評価点の内訳              |                  |      |        |        | 技術評価点<br>合計 | 備考 | 摘要 |
|------------|-----------------------|------------------|------|--------|--------|-------------|----|----|
|            | 予定技術者の<br>資格及び実績<br>等 | 予定技術者の<br>成績及び表彰 | 実施方針 | 評価テーマ  |        |             |    |    |
|            |                       |                  |      | 評価テーマ1 | 評価テーマ2 |             |    |    |
| 評価のウェイト    | 10                    | 15               | 25   | 25     | 25     | 100         |    |    |
| 〇〇設計事務所(株) | 9.0                   | 12.0             | 20.0 | 20.0   | 25.0   | 86.0        |    | 特定 |
| A社         | 9.0                   | 12.0             | 20.0 | 20.0   | 20.0   | 81.0        |    |    |
| B社         | 8.0                   | 9.0              | 15.0 | 15.0   | 20.0   | 67.0        |    |    |
| C社         | 8.0                   | 9.0              | 15.0 | 15.0   | 15.0   | 62.0        |    |    |
| D社         | 7.0                   | 9.0              | 10.0 | 15.0   | 15.0   | 56.0        |    |    |

上記は技術提案書の評価結果と相違ないことを証明する。

令和〇年〇月〇日

表 落札結果の公表イメージ（総合評価落札方式）

様式-2

入札開書(総合評価落札方式)

1. 件名

〇〇橋詳細設計業務

2. 所属事務所

〇〇河川国道事務所

3. 入札日時

令和〇年〇月〇日 〇時〇分

執行員

立会人

|          |            |       |
|----------|------------|-------|
| 予定価格     | 15,000,000 | 消費税抜き |
| 調査基準価格   | 11,000,000 | 消費税抜き |
| 価格評価点の満点 | 20点        |       |

| 業 者 名        | 技術評価点の内訳              |                  |      |        |        | 履行確実性度 | 技術評価点<br>合計(A) | 第1回        |          |                  | 備考 | 摘要  |
|--------------|-----------------------|------------------|------|--------|--------|--------|----------------|------------|----------|------------------|----|-----|
|              | 予定技術者の<br>資格及び実績<br>等 | 予定技術者の<br>成績及び表彰 | 実施方針 | 評価テーマ  |        |        |                | 入札価格       | 価格評価点(B) | 評価値<br>(A) + (B) |    |     |
|              |                       |                  |      | 評価テーマ1 | 評価テーマ2 |        |                |            |          |                  |    |     |
|              |                       |                  |      |        |        |        |                |            |          |                  |    |     |
| (株)〇〇コンサルタンツ | 8.0                   | 12.0             | 10.0 | 5.0    | 5.0    | 1.0    | 40.0           | 12,500,000 | 3.3333   | 43.3333          |    |     |
| (株)〇〇        | 8.0                   | 12.0             | 15.0 | 0.0    | 5.0    | 0.5    | 30.0           | 10,500,000 | 6.0000   | 36.0000          |    | 低入札 |
| 〇〇コンサルタント(株) | 8.0                   | 12.0             | 10.0 | 10.0   | 6.0    | 1.0    | 46.0           | 13,500,000 | 2.0000   | 48.0000          |    | 落札  |
| 〇〇設計(株)      | 8.0                   | 12.0             | 10.0 | 0.0    | 0.0    | 0.75   | 27.5           | 10,700,000 | 5.7333   | 33.2333          |    | 低入札 |
| .....        |                       |                  |      |        |        |        |                |            |          |                  |    |     |

入札金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

上記は入札書の記載事項と相違ないことを証明する。

令和〇年〇月〇日

出典)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成27年11月(令和5年3月一部改定)国土交通省)

### (参考資料)

1)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成27年11月(令和5年3月一部改定)国土交通省)

## ○ 入札監視委員会等の第三者機関の活用等 1) 2)

国土交通省では、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、各地方整備局毎に学識経験者等の第三者を構成メンバーとする入札監視委員会を設置し、第三者の意見を適切に反映することとしている。

なお、入札監視委員会では、以下に掲げる事務を行うこととしている。

### 【入札監視委員会の事務】

委員会は、地方整備局長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 地方整備局が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 二 地方整備局が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等のうち委員会が抽出したのものに関し、次に掲げる事項についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
  - イ 一般競争入札方式参加資格の設定の理由及び経緯
  - ロ 指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯
  - ハ 公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式、企画競争方式及び参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式に係る応募要件等の設定の理由及び経緯
- ニ 契約方式の選択
- 三 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。
  - イ 入札・契約手続（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものに係るものを除く。）
  - ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起
- 四 その他地方整備局長が審議を要すると認める事項

出典）「入札監視委員会の設置及び運営について」（平成13年3月（最終平成22年3月）国土交通省）

また、地方公共団体における第三者機関の運営に関することについては、国土交通省において、「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル」を作成している。

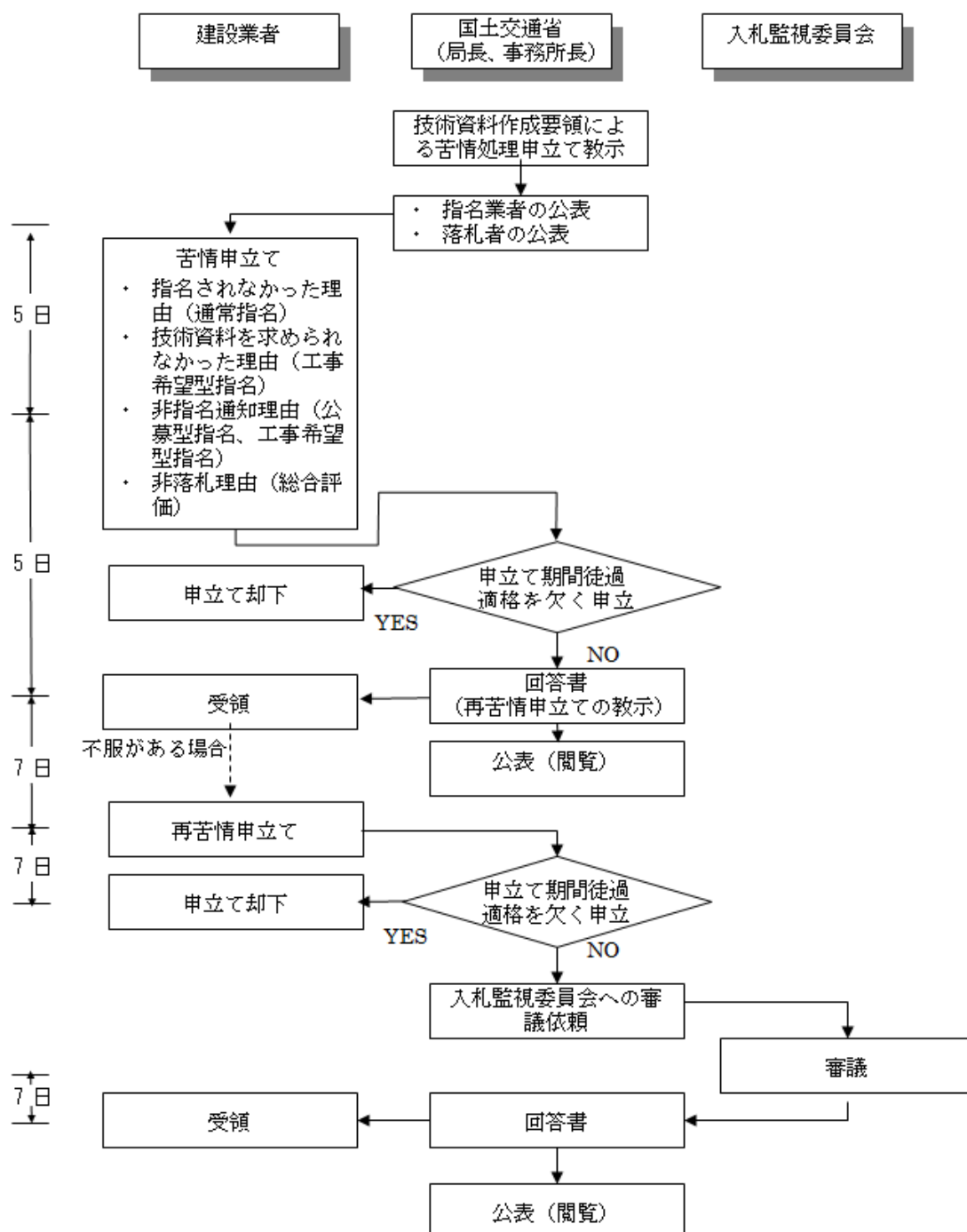
## ○ 中立かつ公正に苦情処理を行う仕組み 3) 4)

入札及び契約に関し、透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、発注者は入札及び契約の過程についての苦情に対し適切に説明するとともに、さらに不服がある場合の受理や中立・公正な処理の仕組みについて整備する必要がある（国土交通省では、入札監視委員会を活用）。

なお、同様の観点から、入札図書等に対する質問等参加希望者からの問い合わせについても、適切に対応する必要がある。

以下に工事における手続きのフローを示すが、業務においても工事と同様に手続きを行う。

## 【国土交通省における苦情処理手続】



出典) 「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」  
(平成 17 年 9 月 (最終平成 25 年 3 月) 国土交通省)

### (参考資料)

- 1) 「入札監視委員会の設置及び運営について」 (平成 13 年 3 月 (最終平成 22 年 3 月) 国土交通省)
- 2) 「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル」 (平成 19 年 3 月 国土交通省)
- 3) 「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」  
(平成 13 年 3 月 (最終平成 18 年 10 月) 国土交通省)
- 4) 「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」  
(平成 17 年 9 月 (最終平成 25 年 3 月) 国土交通省)

## ○ 不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施

1) 1) 2)

公共工事の適正な執行を確保するとともに、不正行為に対する発注者の毅然とした姿勢を明確にし再発防止を図る観点から、談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為について指名停止等の措置を厳正に実施していく必要がある。

国土交通省では、指名停止等の措置の実施に当たり、恣意性を排除し客観的な実施を担保するため、あらかじめ、指名停止基準を策定している。

### 【指名停止基準】

地方整備局の長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

#### 別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）

| 措 置 要 件                                                                                    | 期 間           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| (贈賄)                                                                                       |               |
| 1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。                         | 逮捕又は公訴を知った日から |
| イ 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）             | 4ヵ月以上12ヵ月以内   |
| ロ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。） | 3ヵ月以上9ヵ月以内    |
| ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）                                                       | 2ヵ月以上6ヵ月以内    |

出典）「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月（最終令和2年12月）国土交通省）

入札談合によって損害を被った場合、事業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第25条や民法（明治29年法律第89号）第709条等の規定に基づき、損害賠償請求を行うほか、契約書に入札談合を行った場合における違約金条項を設定する等、様々な手段によって入札談合の再発防止に努めることとされている。

---

(参考法令等)

- i) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第 25 条
- ii) 「民法」第 709 条（不法行為による損害賠償）

(参考資料)

- 1) 「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」  
（平成 13 年 3 月（最終平成 18 年 10 月）国土交通省）
- 2) 「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」  
（平成 17 年 9 月（最終平成 25 年 3 月）国土交通省）
- 3) 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月（最終令和 2 年 12 月）国土交通省）
- 4) 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」  
（昭和 59 年 3 月（最終令和 2 年 12 月）中央公共工事契約制度運用連絡協議会）
- 5) 「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」  
（令和 6 年 10 月公正取引委員会事務総局）
- 6) 「談合情報対応マニュアル等の改正について」（平成 22 年 9 月国土交通省）

## 【指針本文】

### 2－3 業務履行段階

#### （設計条件の変化等に応じた適切な設計変更）

設計条件を適切に設計図書に明示し、関連業務の進捗状況等、業務に係る様々な要因を適宜確認し、設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合、設計図書に明示されていない設計条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う<sup>1)</sup>。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。

また、**賃金水準又は物価水準の変動**により受注者から業務委託料の変更について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、業務委託料の変更を行う。

参考

<sup>1)</sup> 例えば、「土木設計業務等変更ガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

## 【解 説】

### ○設計図書の変更<sup>1)</sup>

設計図書の変更に係る手続については、公共土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条において、以下のとおり定められている。

#### 【設計図書の変更に係る手続】

（条件変更等）

- 第 18 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。三 設計図書の表示が明確でないこと。四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
  - 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後○日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
  - 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
  - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると

認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

※公共建築関係業務では、公共建築設計業務標準委託契約約款第 19 条において、設計仕様書の変更手続きについて定められている。

出典) 「公共土木設計業務等標準委託契約約款」(平成 7 年 5 月(最終令和 2 年 3 月)中央建設審議会)  
「公共建築設計業務標準委託契約約款」(平成 8 年 2 月(最終令和 2 年 3 月)国土交通省)

## ○ 賃金水準又は物価水準の変動<sup>1)</sup>

測量、調査及び建設コンサルタント等は、設計業務委託等技術者単価に基づき、積算や見積作成がなされているが、賃金水準や物価水準の変動により、業務委託料の変更の協議を請求することができる。

### 【労務単価等の取扱いの特例措置】

「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価について」(令和 7 年 2 月 14 日付け国官技第 440 号、国港技第 97 号、国空空技第 489 号)により、令和 7 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価(以下「新技術者単価」という。)が決定されたところである。

また、「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」(令和 7 年 2 月 17 日付け国官参建第 61 号、国港技第 102 号)により、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。)が決定されたところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

#### 第一 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、第二に定める建設コンサルタント業務等(「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」(昭和 45 年 12 月 10 日付け建設省厚第 50 号)第 3 各号に定める業務、「官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」(昭和 53 年 11 月 21 日付け建設省営管第 383 号)第 3 各号に定める業務並びに「契約業者取扱要領」(昭和 55 年 12 月 1 日付け港管第 3722 号)にいう測量、調査及び建設コンサルタント等をいう。以下同じ。)の受注者は、別表に掲げる規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができるものとする。

#### 第二 具体的な取扱い

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格の積算に当たって、「令和 6 年度設計業務委託等技術者単価について」(令和 6 年 2 月 16 日付け国官技第 338 号、国港技第 106 号、国空空技第 525 号)において定められた設計業務委託等技術者単価及

#### (参考資料)

- 1) 「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和 7 年 3 月から用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について(令和 7 年 2 月国土交通省)

び「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」

（令和6年2月16日付け国不建キ第65号、国港技第112号）において定められた公共工事設計労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ次に掲げるものとする。

P新：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k：当初契約の落札率

### 第三 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。

出典）「令和7年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和7年3月から用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について（令和7年2月国土交通省）

### （参考資料）

- 1）「令和7年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和7年3月から用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について（令和7年2月国土交通省）

## 【指針本文】

### （履行状況の確認等）

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウィークリースタンスの適用**や**条件明示チェックシートの活用**<sup>2)</sup>、**スケジュール管理表**の運用の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

さらに必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものの活用に努める。

また、必要に応じて、受注者の照査体制の確保や照査の実施状況について確認する。

参考

<sup>2)</sup> 例えば、「条件明示ガイドライン（案）」（国土交通省）を参照すること。

## 【解 説】

### ○ ウィークリースタンスの適用 <sup>1)</sup>

「ウィークリースタンス」とは、業務や工事を円滑化かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等を改善しよりいっそう魅力ある仕事や職場の創造に努めることを目的に実施するものである。

#### 【ウィークリースタンスの概要（関東地方整備局の事例）】

関東地方整備局では、令和3年度以降に契約した全ての業務(土木関係建設コンサルタント業務・測量業務・地質調査業務・発注者支援業務)を対象に、業務環境の改善に向けた取組を定めた実施要領を策定しました。「マンデー・ノーピリオド」、「ウェンズデー・ホーム」及び「フライデー・ノーリクエスト」などの取組項目を原則実施し、業務環境改善に努めます。



#### （1）取組内容

業務の実施にあたり、作業を依頼する場合は、適切な作業時間を設定するほか、以下の（1）～（5）の取組項目について原則実施するものとし、その他の項目についても積極的に取り組むものとします。

#### 【取組項目】

- 1) 月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- 2) 水曜日は定時の帰宅を心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- 3) 土・日曜日に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
- 4) 昼休みや午後5時以降の打合せをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング）
- 5) 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノーリクエスト）
- 6) 金曜日も定時の帰宅を心掛ける
- 7) その他、任意で設定する取組（受発注者で合意した事項）

#### （2）進め方

初回業務打合せ時に、取組内容を受発注者間で確認・調整のうえ業務環境改善様式【初回打合せ用】に記入し、打ち合わせ記録簿に添付します。

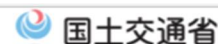
出典）関東地方整備局 HP「ウィークリースタンス」

## ○ 条件明示チェックシートの活用

国土交通省では、詳細設計業務の発注時に受発注者で詳細な設計条件等を確認するためのツールとして条件明示チェックシートを活用している。※

### 【条件明示チェックシートの概要】

## 条件明示の徹底



### 1. 目的

- 発注者の条件明示の遅延等による履行期間の圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果の品質確保を図る

### 2. 実施内容

- 条件明示の徹底を、全ての詳細設計業務において原則実施する。
- 明示する条件が適正であるか確認することが有効と判断される業務を対象に、確実な条件明示のための体制として、「条件明示ガイドライン(案)」(平成26年9月)に基づき、「設計業務の条件明示検討会」等を開催し、明示すべき設計条件について確認するものとする。

- ・ 未確定の設計条件については、条件確定の予定時期や協議の進捗状況等を条件明示チェックシート(案)に記載し、詳細設計業務の受注者に提示
- ・ 受注者は、発注者から受け取った条件明示チェックシート(案)を業務スケジュール管理表に反映し運用

#### 条件明示チェックシート(案)の確認項目

- |                             |
|-----------------------------|
| ① 適正な履行期間の確保及び履行期限の設定の確認    |
| ② 基本的な設計条件・計画条件等の確認         |
| ③ 関係機関との調整事項、協議の進捗状況等の確認    |
| ④ 貸与資料(測量・地質・予備設計成果等)の確認    |
| ⑤ その他(事業間連携、コスト削減、環境対策等の確認) |

※条件明示ガイドライン(案)

国土省掲載HP: <http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumukankei.html>

- 条件明示チェックシート(案)が活用できる工種については、積極的に活用し、条件明示ガイドライン(案)※に基づき特記仕様書への適切な記載を確実に

- 入札公告時における資料として条件明示チェックシート(案)を提示することを試行として取り組む。

出典) 国土交通省作成資料 ※建築関係を除く

国土交通省の建築設計業務では、受注者が企画内容に対しどのような対応(設計図書への反映)を行ったのかを記入するための「企画書対応確認書」の様式を定め、これを活用している。

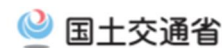
また、建築設計においては、特に基本設計段階における適切なコスト管理が重要であることから、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」を定め、これを活用している。

## ○ スケジュール管理表

国土交通省では、円滑な業務実施を図るためツールとして業務スケジュール管理表を活用している。※

### 【業務スケジュール管理表概要】

## 業務スケジュール管理表の活用



### 1. 目的・概要

- 円滑な業務実施を図るため、履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項の有無について、受発注者間で協議し、受発注者の役割分担、懸案事項、着手日、回答期限等を「業務スケジュール管理表」で明確化

### 2. 留意点

- 初回打合せなどで受発注者間の双方で業務計画の共有を図り、業務スケジュール管理表により管理する。
- 適宜業務内容に応じて受発注者双方が利用しやすい様式に変更することは妨げない。

### 3. 対象

- 測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務を対象
- ただし、懸案事項等が少なく、通常の工程表による管理のみで円滑に業務を進めることが出来る場合は対象外

### 業務スケジュール管理表(イメージ)

出典) 国土交通省作成資料 ※建築関係を除く

### (参考資料)

- 令和2年度「設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式の改善等」重点方針(案) 国土交通省

## 【指針本文】

### (業務に従事する者の労働環境の改善)

労働時間の適正化や労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、社会保険等への加入など**労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善**に努めることについて、必要に応じて受注者への指導が図られるよう、関係部署と連携する。

賃金の適正な支払い等を促進するため、前金払制度の活用、既に前金払制度を導入している場合には、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用等により、受注者の資金調達の円滑化を図る。

現地調査を行う業務においては、**受注者へ熱中症対策や寒冷対策の実施**、情報通信技術等の積極的な導入などを促し、安全衛生のさらなる確保や、省人化を含む作業の効率化等を図る。

## 【解説】

### ○ 労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善 1) 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7)

国土交通省では、発注工事に関し「建設産業における生産システム合理化指針」に沿った建設産業における生産システムの合理化が図られるよう、受注者に対し、その周知に努めることとしており、設計図書（現場説明書）に当該指針の順守に関する事項を記載することにより、受注者の指導の徹底を図っている。業務においても、工事に準じて労働条件の改善に努める。

#### 【建設労働者の雇用条件等の改善】

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、少なくとも別表 2 に定める事項について措置するものとする。また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての受注者が別表 2 に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

別表 2（雇用・労働条件の改善に関する部分のみ抜粋）

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月 1 回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

出典) 「建設産業における生産システム合理化指針」(平成 3 年 2 月国土交通省)

また、発注者と受注者との間の取引において、建設業法に照らし、受発注者はどのような対応をとるべきか、また、どのような行為が不適切であるかを明示した「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定している。

---

**(参考法令等)**

i) 基本方針 第1 (公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項)

**(参考資料)**

- 1) 「建設産業における生産システム合理化指針」 (平成3年2月国土交通省)
- 2) 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」 (令和6年12月国土交通省)
- 3) 「建設業法令遵守ガイドライン」 (平成19年6月(最終令和6年12月)国土交通省)
- 4) 「平成25年度建設業法令遵守推進本部活動結果等について」 (平成26年4月国土交通省)
- 5) 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」 (平成24年7月(最終令和4年3月)国土交通省)
- 6) 「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」 (平成26年8月国土交通省・建設業5団体)
- 7) 「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」 (平成28年1月国土交通省)

## 【指針本文】

### （受注者との情報共有や協議の迅速化等）

業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、ウィークリースタンスやワンデーレスポンスを推進する。受注者からの協議等について、迅速かつ適切な回答に努めるとともに、**データがクラウド上で簡単にアクセスできる基盤を構築**するよう努める。

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査**の実施に努める。

特に地質情報の不確実性が高い現場における業務の合同現地踏査等には、地質調査等の受注者等が参画するよう努める。

**変更手続の円滑な実施**を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。

BIM/CIM を適用することにより、業務に関するデータの共有・活用を容易にし、受発注者の生産性向上の推進に努めるとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、ASP等の情報共有システム等の活用の推進に努める。また、テレビ会議や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め、情報共有が可能となる環境整備を行う。

## 【解 説】

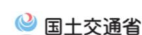
### ○ 業務環境の改善に向けた取組（ワンデーレスポンス）

円滑な業務の進捗を図るため、受注者により設計条件に関する質問・協議があった際は、その日のうちに回答することとしている。

また、回答に検討期間を要する場合は、受注者に優先順位や重要度を確認した上で、発注者は適切な時期に回答期限を設定することとしている。

#### 【ワンデーレスポンス概要】

##### 業務環境の改善に向けた取組（ワンデーレスポンス）



#### 1. 目的・概要

- 円滑な業務の進捗を図るため、受注者により設計条件に関する質問・協議があった際は、その日のうちに回答
- 回答に検討期間を要する場合は、受注者に優先順位や重要度を確認した上で、**発注者は適切な時期に回答期限を設定**

#### 2. 留意点

- 回答期限を超過する場合は、新たな回答期限の連絡を徹底する。回答に重要な判断を必要とする場合は、事務所内の統一見解を確認する等、回答内容の確実性を重視

#### 3. 対象

- 全ての測量業務、地質調査業務、土木関係コンサルタント業務において実施

#### 4. 共通仕様書

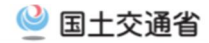
平成28年度より、測量、地質、設計業務等共通仕様書に以下の記載を明記。  
（設計業務 共通編第1111条、測量業務 第112条、地質調査業務 第112条「打合せ等」）  
・監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。  
※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することという。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることという。

## ○ 発注者と受注者による合同現地踏査

合同現地踏査は、受発注者が合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針等の明確化・共有し、それらを設計成果に適切に反映させることにより設計成果の品質向上を図ることを目的に国土交通省で行われている。

### 【合同現地踏査の概要】

## 合同現地踏査



### 1. 目的

- 設計方針等を関係者で共有し、設計に適切に反映させることで成果の品質向上を図るため、受発注が合同で現地踏査を実施

### 2. 実施内容

#### ■ 概要

設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針等、設計に際し留意すべき現地の情報や状況を関係者が一堂に会し共有し、現地の詳細状況や制約等を成果品に反映

#### 〔事例〕

設計条件、施工の留意点、関連事業や計画の進捗、用地取得状況、  
進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路 等

#### ■ 実施体制

受注者 (管理技術者)

発注者 (主任調査員または調査職員、工事監督者または主任監督員と見込まれる者)

#### ■ 留意点

- ・ 業務内容に応じた、合同現地踏査への「参加者の選定」と「適切な開催時期の設定」
- ・ 受発注者間で事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める
- ・ 実施後は、実施内容について記録等し、受発注者間で情報共有を徹底すること

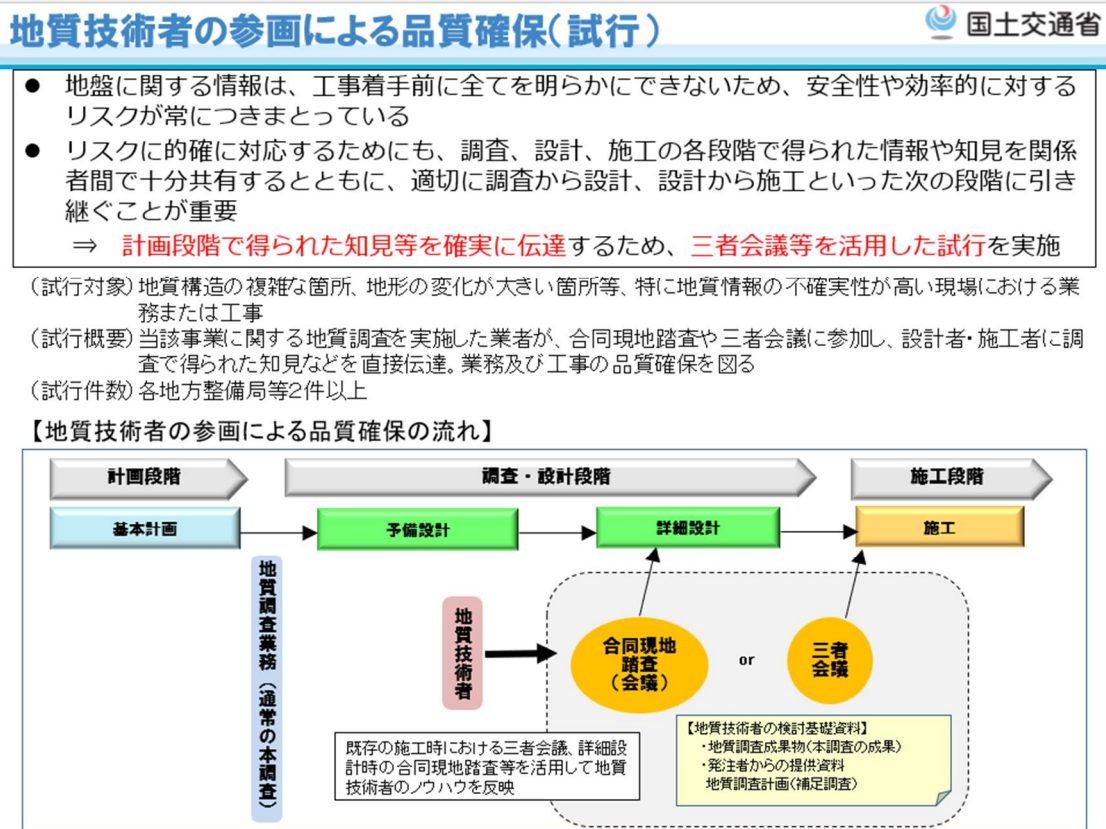
### 3. 対象

- 重要構造物に関する詳細設計業務について、原則実施。その他の設計業務についても、受発注者合同の現地踏査が有効な業務については、積極的に実施する。なお、受発注者協議により、複数回実施することも可能

出典) 国交省作成資料

さらに、国土交通省では、地盤に関するリスクに対して設計や施工段階での確に対策を講じることができるよう、地質調査を実施した技術者が合同現地踏査や三者会議に参加する試行に取り組んできた。

【地質技術者の参画による品質確保の試行の概要】



出典) 国交省作成資料

## ○ 変更手続の円滑な実施

1) 2)

国土交通省では、設計変更に伴う契約変更の取扱いや業務の一時中止に伴う取扱い等について、受発注者間の共通の目安となるガイドライン(土木設計業務等変更ガイドライン 平成27年3月)を策定している。

### 【土木設計業務等変更ガイドラインの概要】

#### 1. はじめに

##### (1) 土木設計業務等の特性

○土木設計業務等は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものである。

※「土木設計業務等」とは、測量業務、地質調査業務、土木設計業務及び土木調査・計画業務をいう。

##### (2) 発注者・受注者の留意事項

○発注者は、国庫債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。

また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越(翌債)の適切な運用を行う。

○発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答をいう。以下同じ。)の変更の円滑化を図る必要がある。

○発注者は、必要な業務の条件(必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。)を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、必要に応じて条件明示チェックシート等を活用し、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。

○受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。

○受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。

○受発注者は、業務管理スケジュール表等による業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。

○受発注者は、合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。

○受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

#### 2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

##### 【基本事項】

◆下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

1. 当初発注時点で予期しなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
3. 所定の手続(契約書第18条～第25条、共通仕様書第1121条～第1124条)を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
4. 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合(改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)
5. 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

##### 【留意事項】

◆設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。

1. 受・発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
2. 受・発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。  
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
3. 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受・発注者は遅滞なく行うものとする。
4. 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。(プロポーザル方式の場合)

### 3. 土木設計業務等の変更の対象とならない不可能なケース

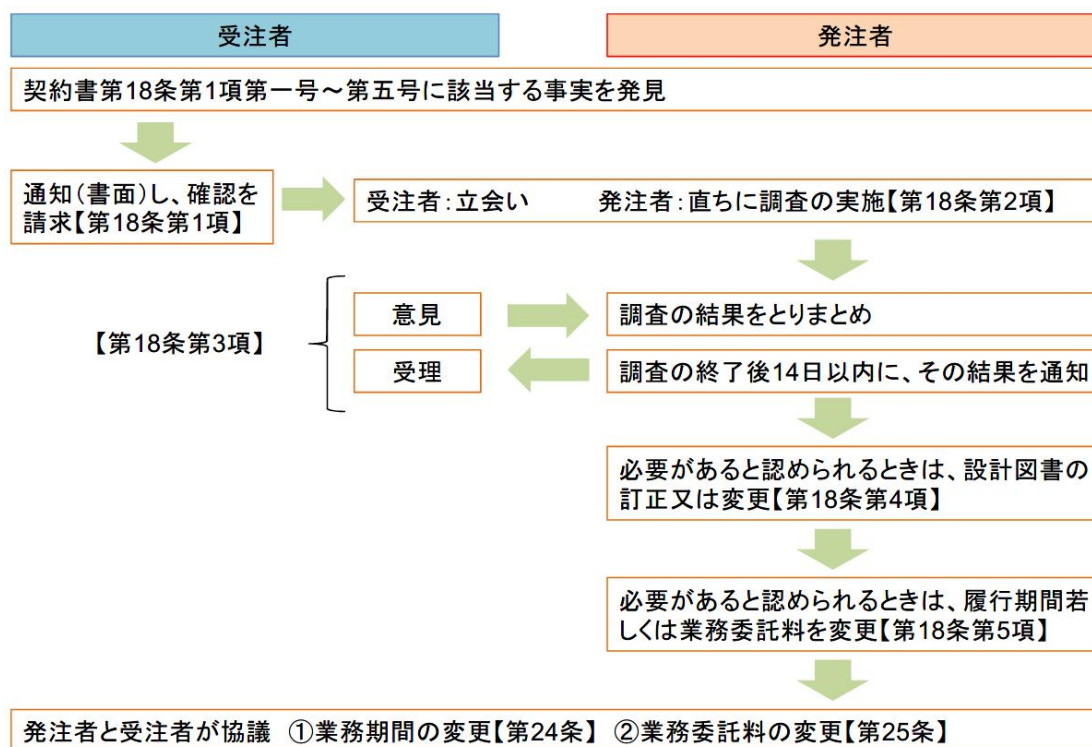
#### 【基本事項】

◆下記のような場合においては、原則として契約書第24条及び第25条の変更ができない。

ただし、契約書第26条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
2. 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
3. 土木設計業務等委託契約書・設計業務等共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合（契約書第18条～第25条、共通仕様書第1121条～第1124条）
4. 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

### 4. 土木設計業務等の変更の手続きフロー



出典) 「土木設計業務等変更ガイドライン」(平成 27 年 3 月国土交通省技術調査課)

また、建築設計業務等については「建築設計業務等変更ガイドライン(案)」(令和 2 年 3 月国土交通省)を策定している。

#### (参考資料)

- 1) 「土木設計業務等変更ガイドライン」(平成 27 年 3 月国土交通省技術調査課)
- 2) 「建築設計業務等変更ガイドライン(案)」(令和 2 年 3 月国土交通省)

## 2-4 業務完了後

### （適切な検査・業務成績評定等）

受注者から業務完了の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた期限内に業務の完了を確認するための検査を行い、その結果を業務成績評定に反映させ、受注者へ速やかに通知する。

各発注者は**業務成績評定を適切に行うために必要となる要領<sup>1)</sup>や技術基準**の策定に努める。

また、情報通信技術の積極的な活用により、検査書類等の簡素化や作業の効率化に努める。

業務の実績等については、テクリス等を積極的に活用し、発注者間での情報の共有に努める。

### （情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ）

業務の成果は、将来の維持管理業務や調査、設計、工事等に有効活用するために適切に引き継ぐとともに、将来の AI 活用等によるデータ利活用環境の構築のため、受注者が適切な形式で保存した電子データを業務の成果品として受領し、適切な期間保存する。その際、オンライン電子納品の推進に努めるとともに、建設事業における情報共有・管理の標準的なプロセスが規定された国際規格 ISO19650 に基づく CDE（共通データ環境）を構築するなど、データがクラウド上で簡単にアクセスできる環境を構築するよう努める。

参考

<sup>1)</sup> 例えば、「委託業務等成績評定要領」（国土交通省）など

## 【解 説】

### ○ 業務成績評定を適切に行うために必要となる要領や技術基準 <sup>1)</sup>

国土交通省では、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的として、地方整備局の所掌する委託業務等の成績評定に必要な事項を定めた委託業務等成績評定要領を策定している。

業務成績の評定点は考査項目ごとに評価を行い、加減点の合計により算出している。

#### 【委託業務等成績評定要領の概要】

- 評定対象は、原則として 1 件の契約金額が 100 万円を超える委託業務等
- 委託業務等の評定者は、完了検査官、総括監督（調査）員及び主任監督（調査）員
- 考査項目等の例を下表に示す

## 項 目 別 評 定 点

業務名：

| 考 査 項 目         |           | 細 別         | 業務評定<br>(評定点/満点) | 技術者評定                                |                           |                           |             |
|-----------------|-----------|-------------|------------------|--------------------------------------|---------------------------|---------------------------|-------------|
|                 |           |             |                  | 管理技術者<br>主任技術者<br>(注1・2)<br>(評定点/満点) | 担当技術者<br>(評定点/満点)<br>(注1) | 照査技術者<br>(評定点/満点)<br>(注1) |             |
| プロセス評価          | 実施能力の評価   | 実施体制と執行計画   | 点/点              | 点/点                                  | 点/点                       | 点/点                       | 点           |
|                 | 実施状況の評価   | 執行管理        | 点/点              | 点/点                                  | 点/点                       | 点/点                       | 点           |
|                 |           | 品質管理        | 点/点              | 点/点                                  | 点/点                       | 点/点                       | 点           |
|                 |           | 業務特性        | 点/点              | 点/点                                  | 点/点                       | 点/点                       | 点           |
|                 |           | 創意工夫        | 点/点              | 点/点                                  | 点/点                       | 点/点                       | 点           |
|                 | 説明調整能力の評価 | 説明調整能力      | 点/点              | 点/点                                  | 点/点                       | 点/点                       | 点           |
|                 | 取組姿勢      | 責任感・積極性・倫理観 | 点/点              | 点/点                                  | 点/点                       | 点/点                       | 点           |
| 結果の評価           |           | 成果物の品質      | 点/点              | 点/点                                  | 点/点                       | 点/点                       | 点           |
| 評定点の小計(注3)      |           |             | 点/点              | 点/点                                  | 点/点                       | 点/点                       | 点           |
| 事故等による減点        |           |             | 点                | 点                                    | 点                         | 点                         | 点           |
| 瑕疵修補又は損害賠償による減点 |           |             | 点                | 点                                    | 点                         | 点                         | 点           |
| その他( )          |           |             | 点                | 点                                    | 点                         | 点                         | 点           |
| 総合評定点(注3)       |           |             | 点<br>/ 100点      | 点<br>/ 100点                          | 点<br>/ 100点               | 点<br>/ 100点               | 点<br>/ 100点 |

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。  
 2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。  
 3. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

出典) 委託業務等成績評定要領 国土交通省(平成30年1月国土交通省)

公共建築工事に係る建築設計等委託業務については、「公共建築設計等委託業務成績評定基準」を各省庁統一の基準として制定するとともに、国、都道府県及び政令市において「建築設計等委託業務成績評定要領作成指針」等を取りまとめ、成績評定の標準化を図っている。また、同意する発注者間で業務成績データの共有化を実施している。

## (参考資料)

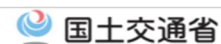
- 1) 「委託業務等成績評定要領」(国土交通省)
- 2) 「公共建築設計等委託業務成績評定基準」(平成21年4月国土交通省)
- 3) 「建築設計等委託業務成績評定要領作成指針」(国土交通省)

## ○ オンライン電子納品の推進

国土交通省では、業務成果の納品に際して、従前から進めてきた電子納品の更なる省力化と効率化を図るため、情報共有システム上の電子成果品をインターネットを介して納品するオンライン電子納品の取り組みを進めている。

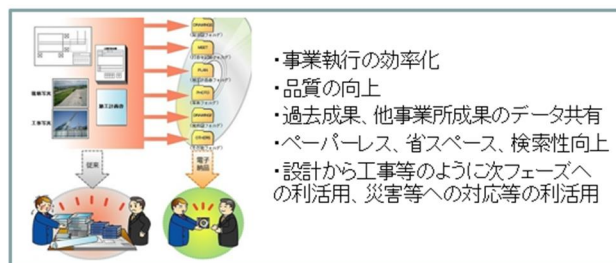
### 【オンライン電子納品の概要】

## オンライン電子納品の取り組み

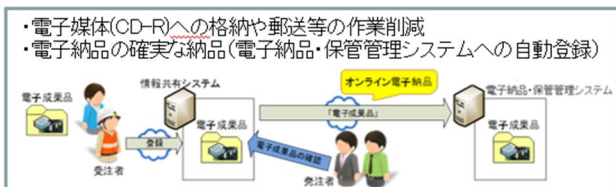


- 電子納品とは、建設生産システムにおける調査・設計・工事等の各段階の成果の一部を電子成果品として電子的に納品すること（平成16年より本格運用中）
- 各事業プロセスや関係者間をまたぐ情報の共有・有効活用を図ることで、公共事業の生産性向上等に寄与
- オンライン化（情報共有システム上の電子成果品を、インターネットを介して納品）により電子納品の更なる省力化、効率化を図る

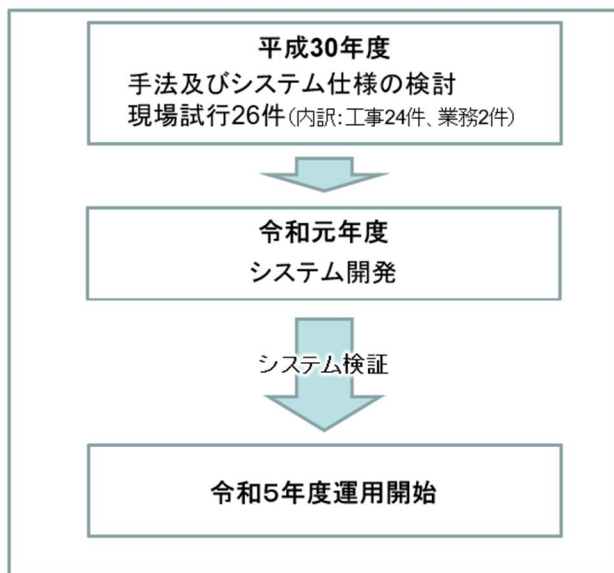
### < 電子納品のメリット >



オンライン化



### < これまでの実施内容と今後の予定 >



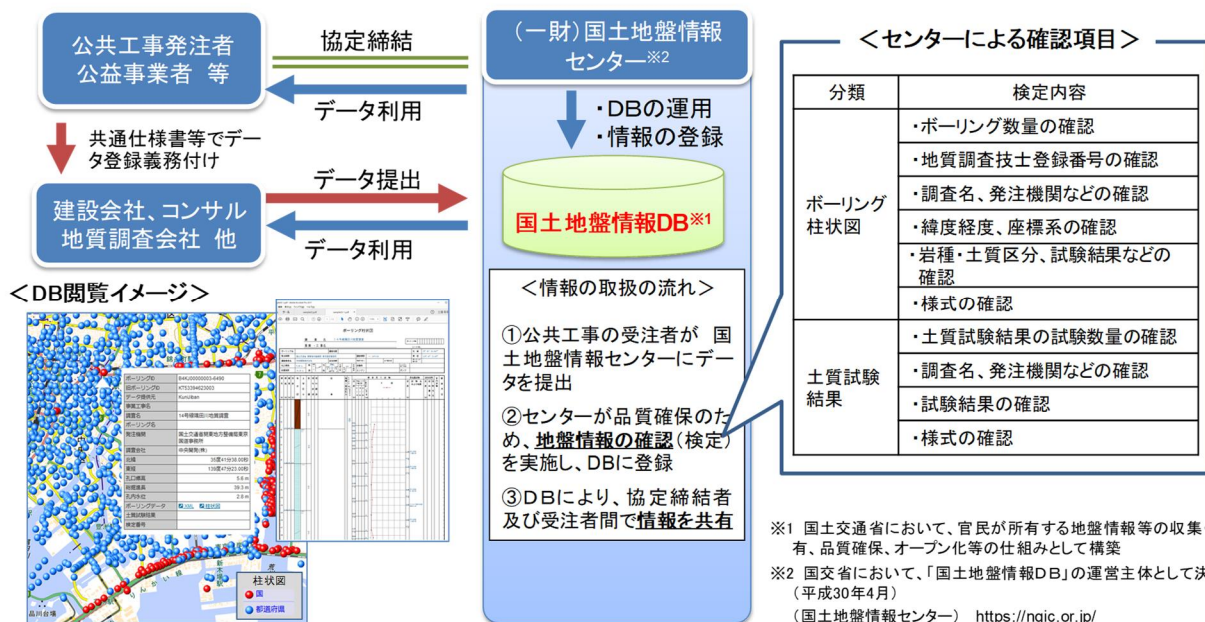
出典) 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会 (令和元年度 第1回) 資料5を基に作成

## ○ 地盤情報に関する情報を関係者間で共有

運用指針では、地盤調査を行った際には、そこで得られた情報を確認・共有できるよう、情報共有システムの構築と活用の推進に努めることとしている。

### 【地盤情報を共有するシステムの概要】

—情報の確認・共有の取組例—



出典）国土交通省作成資料

【指針本文】

## 2-5 その他

発注者と競争参加者双方の負担を軽減し、競争性を高める観点から、**入札及び契約に関する情報通信技術活用の推進**、書類・図面等の簡素化及び統一化を図るとともに、競争参加者の資格審査などの手続の統一化に努める。

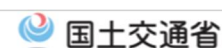
【解 説】

### ○ 入札及び契約の情報通信技術活用の推進

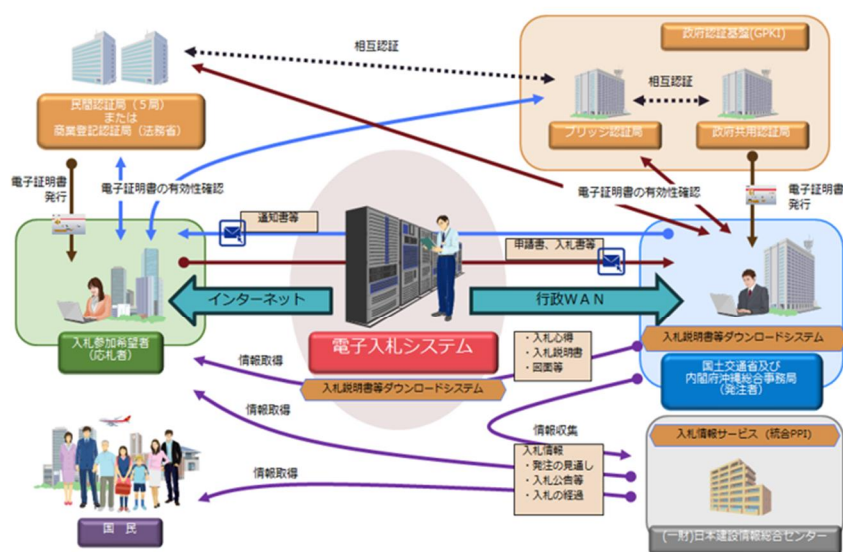
国土交通省では、競争性の向上、競争参加者の人件費・移動コストの低減、重複入力等による事務負担の軽減等を図るため、平成15年度より電子入札を全面実施している。

#### 【入札契約手続を効率化する電子入札（イメージ）】

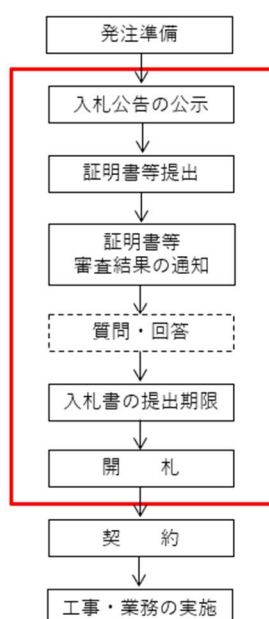
### 電子入札システムの概要



- 本システムでは、入札説明書等の配布、各種申請および確認結果の受理、入札、入札結果の受理、再入札までの一連の受発注者の手続き等をインターネットを介し電子的に実施
- 国土交通省（地方整備局、北海道開発局、外部部局）、沖縄総合事務局が発注する公共工事の全案件を取り扱っている



#### 発注フロー



電子入札システムの範囲

出典) 国土交通省作成資料

